

4-2 地域特性

4-2-1 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 気象

山梨県の気候は、寒暖の格差(日格差、年格差)の大きい内陸性高原気候区に属している。地域別に見ると甲府盆地は高温少雨型、富士山周辺は冷涼多雨型、峡南地域は高温多雨型であると特徴づけられる。

対象事業実施区域及びその周囲⁽³⁾の気象官署である甲府地方気象台の過去10年間(平成15年から平成24年)の月別の平均気温、降水量、平均湿度、日照時間、平均風速を表4-2-1-1及び図4-2-1-1に示す。また、対象事業実施区域及びその周囲の地域気象観測所(アメダス)の位置を図4-2-1-2に、過去10年間(平成15年から平成24年)の観測結果を表4-2-1-2から表4-2-1-4に示す。なお、上野原、八町山(富士川町)気象観測所での観測データは降水量のみになる。

甲府地方気象台の年平均気温は13.7℃であり、8月が24.5℃と最も高く、1月が2.5℃と最も低くなっている。年間降水量は1,080.6mmであり、9月が147.7mmと最も多く、1月が30.7mmと最も少なくなっている。年平均湿度は57.0%であり、7月が65.2%と最も高く、3月が47.6%と最も低くなっている。年間日照時間は2,006.8時間であり、3月が191.7時間と最も多く、6月が137.2時間と最も少なくなっている。年平均風速は2.0m/sであり、3月が2.5m/sと最も強く、10月と11月が1.5m/sと最も弱くなっている。

また、大月、古関(甲府市)気象観測所では、甲府地方気象台と比べて、平均気温は大月が同程度、古関が約1℃程度低く、年間降水量は大月が約1.3倍、古関が約1.6倍となっている。日照時間は、月により違いがあるが、年間日照時間は、大月、古関ともに甲府地方気象台の約9割程度となっている。平均風速についても、大月、古関ともに甲府地方気象台の約6割程度の強さとなっている。

また、上野原、八町山気象観測所の年間降水量は、甲府地方気象台と比べると上野原が約1.4倍、八町山が約1.7倍程度であり、両気象観測所ともに夏から秋にかけて降水量が多くなっている。

⁽³⁾ 「対象事業実施区域及びその周囲」：図面(5万分の1)の範囲内で、方法書に記載した対象事業実施区域に掛かる関係市町村が表示されている範囲。

表 4-2-1-1 気象概況（甲府地方気象台 平成 15 年～平成 24 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (°C)	2.5	4.7	7.3	12.6	16.8	20.4	23.5	24.5	21.6	15.5	10.0	4.9	13.7
降水量 (mm)	30.7	53.5	71.2	75.0	104.0	95.6	136.1	126.8	147.7	136.0	58.6	45.3	1080.6
平均湿度 (%)	47.8	48.5	47.6	51.3	56.8	62.7	65.2	63.3	63.2	63.5	60.6	53.5	57.0
日照時間 (h)	190.7	169.5	191.7	188.1	174.0	137.2	139.5	177.9	147.8	147.0	159.2	184.2	2006.8
平均風速 (m/s)	2.0	2.2	2.5	2.4	2.1	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.5	1.9	2.0

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

表 4-2-1-2 気象概況（大月気象観測所 平成 15 年～平成 24 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (°C)	1.5	3.5	6.3	11.9	16.5	20.6	23.9	25.0	21.5	15.1	9.5	4.1	13.3
降水量 (mm)	44.1	56.7	84.1	89.0	140.0	127.1	184.8	156.0	222.4	190.1	79.1	58.6	1431.6
日照時間 (h)	171.4	147.7	170.6	175.4	160.1	115.7	123.2	173.9	136.0	126.0	136.2	158.6	1794.8
平均風速 (m/s)	1.4	1.4	1.5	1.3	0.9	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	1.1	1.4	1.1

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

表 4-2-1-3 気象概況（古閑気象観測所 平成 15 年～平成 24 年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
平均気温 (°C)	0.0	2.4	5.4	11.3	15.7	19.8	23.3	24.1	20.8	14.2	8.4	2.9	12.4
降水量 (mm)	47.7	80.2	116.9	150.2	169.4	151.1	162.4	185.4	266.1	213.6	102.4	72.9	1718.1
日照時間 (h)	118.9	121.4	172.3	196.5	176.5	130.8	141.1	187.0	150.7	116.5	104.7	102.5	1719.0
平均風速 (m/s)	1.3	1.5	1.6	1.7	1.4	1.2	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1	1.3	1.3

注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

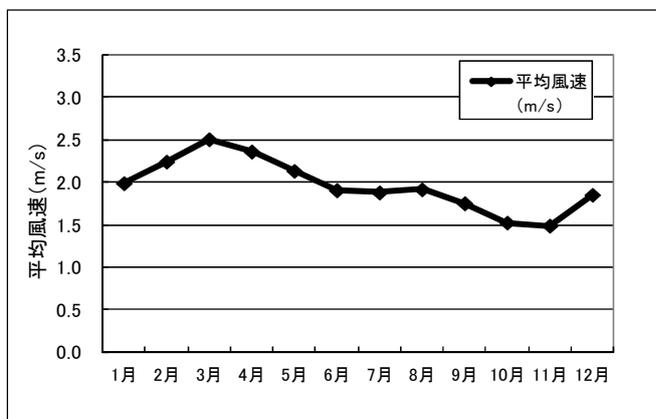
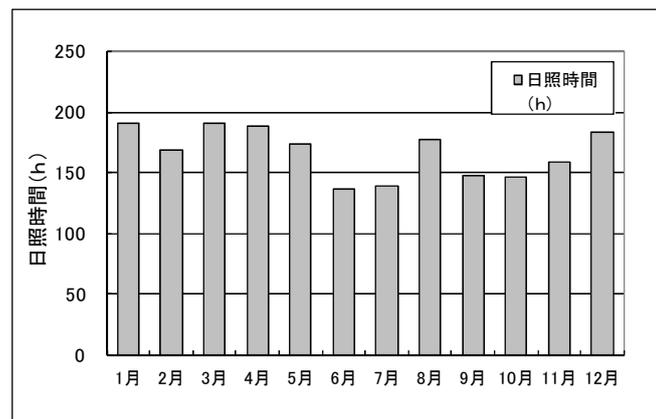
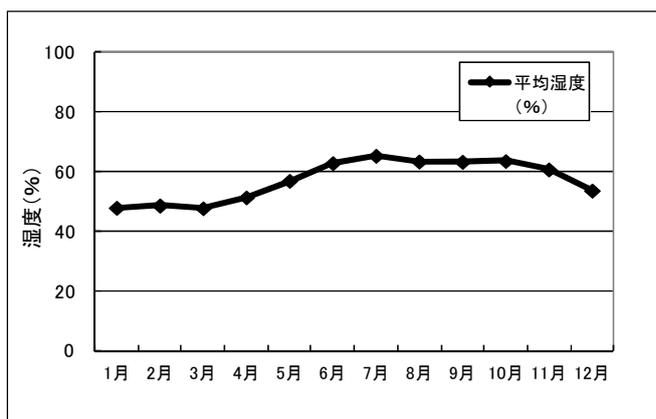
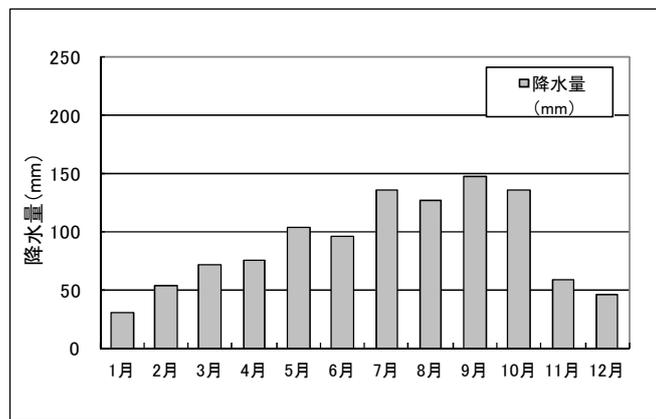
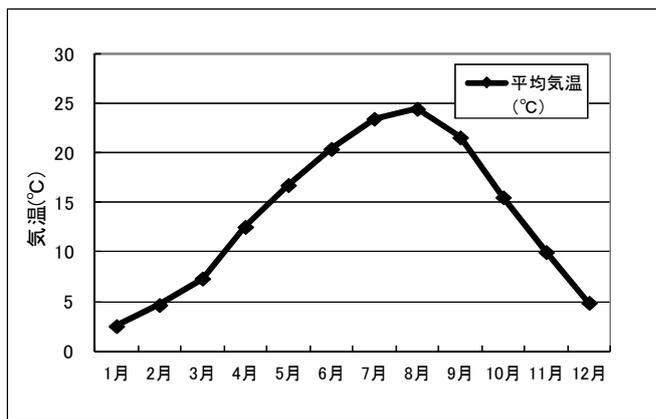
資料：「過去の気象データ検索」（平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

表 4-2-1-4 気象概況（上野原・八町山気象観測所 平成 15 年～平成 24 年）

降水量 (mm)		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
上野原市	上野原	47.3	63.3	90.1	105.7	156.6	137.9	181.4	175.5	214.3	200.1	84.1	64.8	1521.0
富士川町	八町山	49.5	88.6	129.6	145.7	171.9	167.7	225.5	210.9	254.6	216.3	97.8	75.7	1833.6

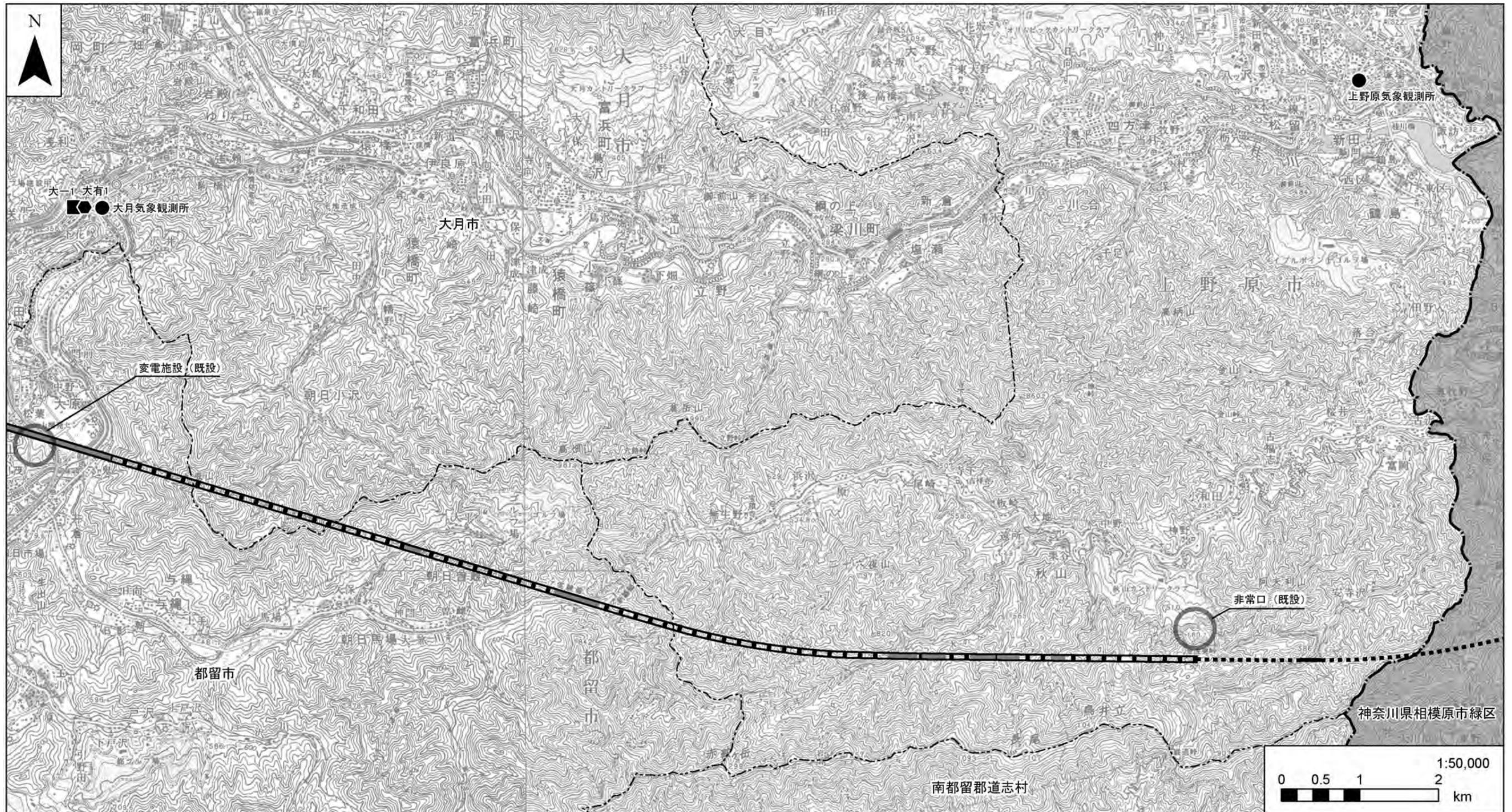
注1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。

資料：「過去の気象データ検索」（平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ）



資料：「過去の気象データ検索」（平成 25 年 6 月現在、気象庁ホームページ）

図 4-2-1-1 気象概況（甲府地方気象台 平成 15 年～平成 24 年）



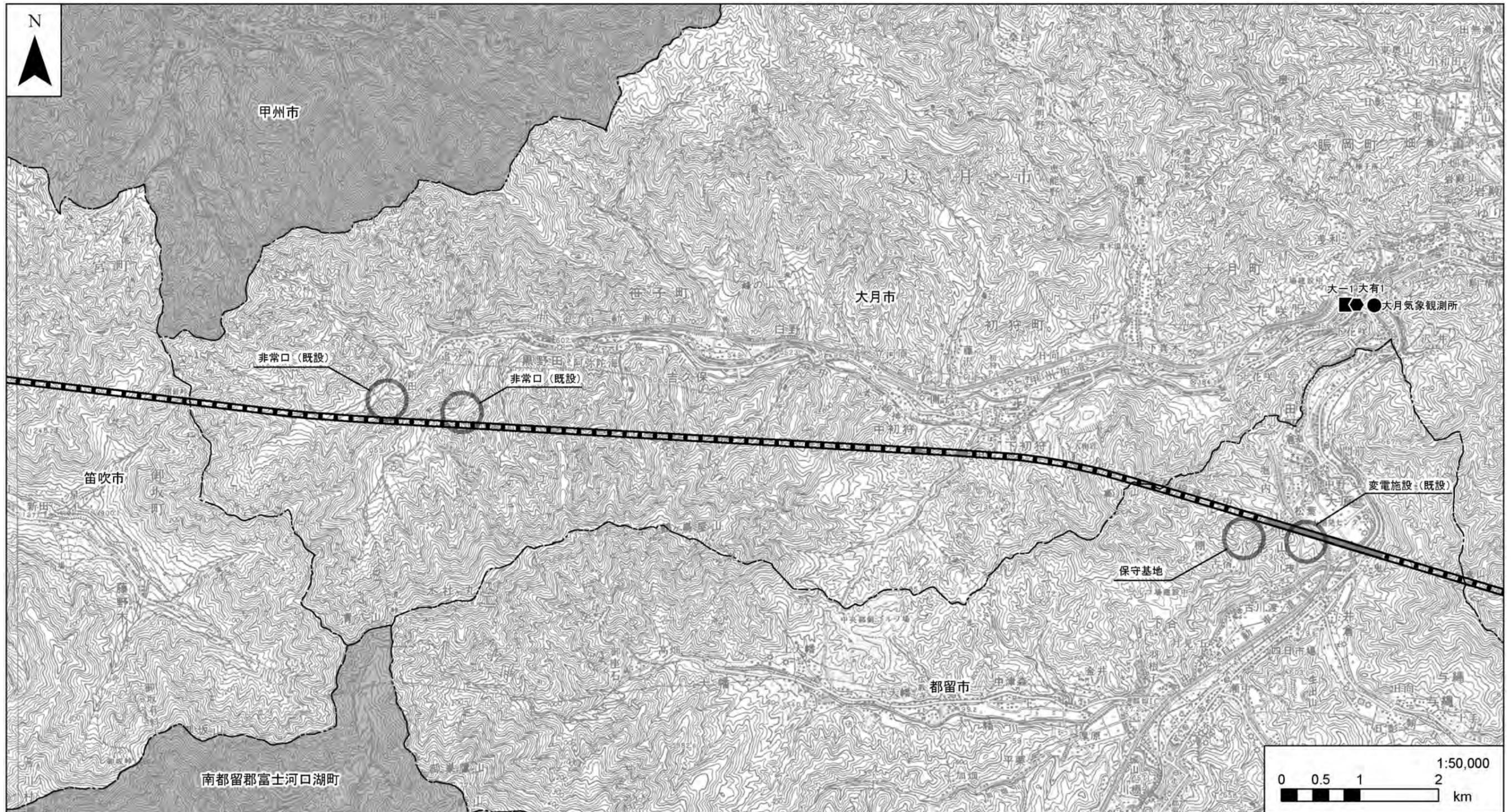
凡例

- | | | |
|----------------------|------------|----------------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | ● 気象観測所 |
| ▬ 計画路線(既設区間(地上部)) | ----- 市町村境 | ■ 一般環境大気測定局(大一) |
| ⋯⋯ 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | ● 有害大気汚染物質測定局(大有) |
| ▭ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | ⊕ ダイオキシソ類大気環境測定局(大ダ) |
| ●●● 工事用道路 | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「過去の気象データ検索」(平成25年6月現在、気象庁ホームページ)
「やまなしの環境(平成24年度版)」(平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課)

図4-2-1-2(1) 気象観測点及び大気質観測地点図



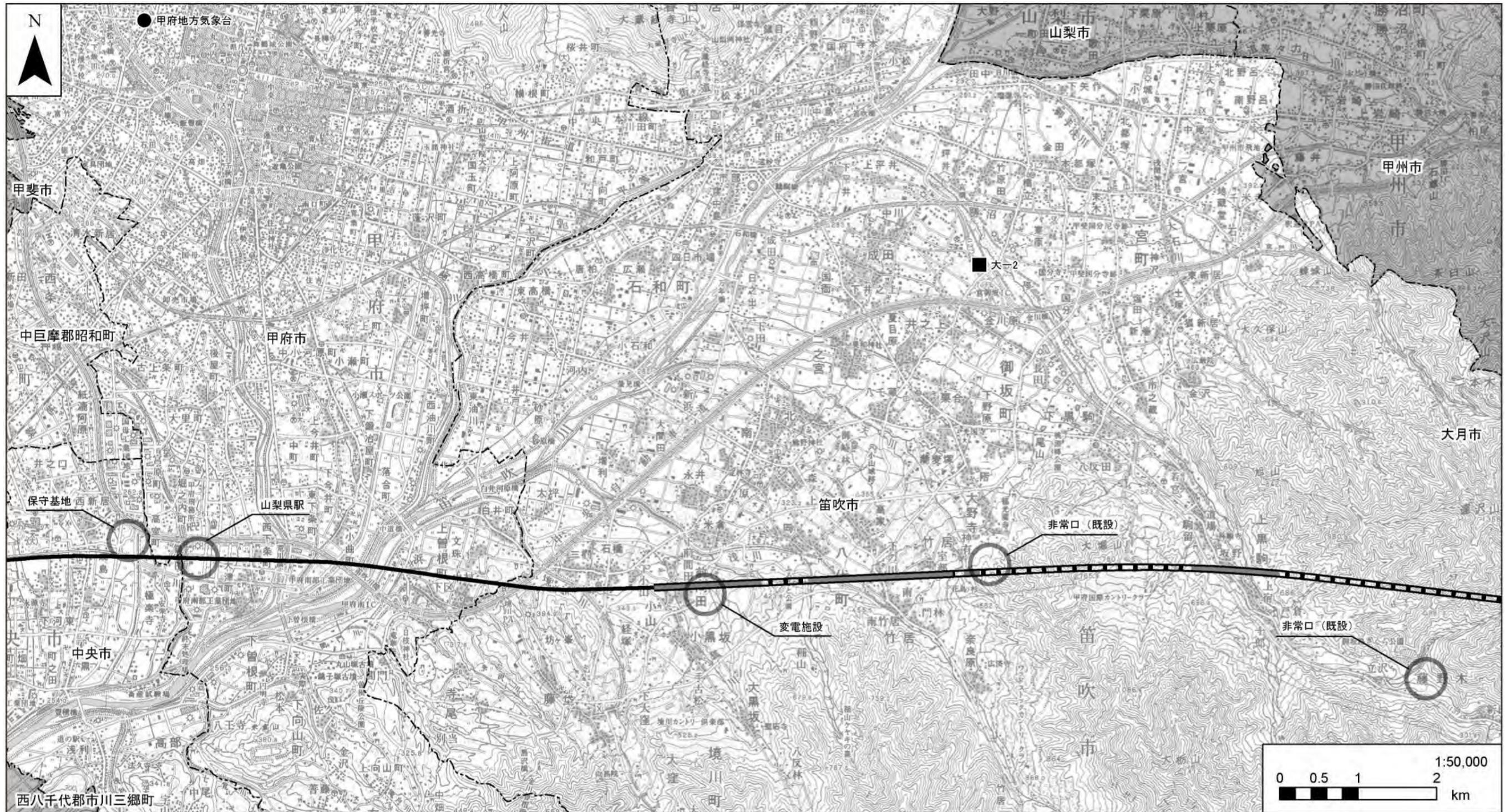
凡例

- | | | |
|------------------------|----------|----------------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | ● 気象観測所 |
| — 計画路線(既設区間(地上部)) | --- 市町村境 | ■ 一般環境大気測定局(大一) |
| 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | ● 有害大気汚染物質測定局(大有) |
| ▬ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | ✦ ダイオキシン類大気環境測定局(大ダ) |
| ●●● 工事用道路 | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「過去の気象データ検索」(平成25年6月現在、気象庁ホームページ)
「やまなしの環境(平成24年度版)」(平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課)

図4-2-1-2(2) 気象観測点及び大気質観測地点図



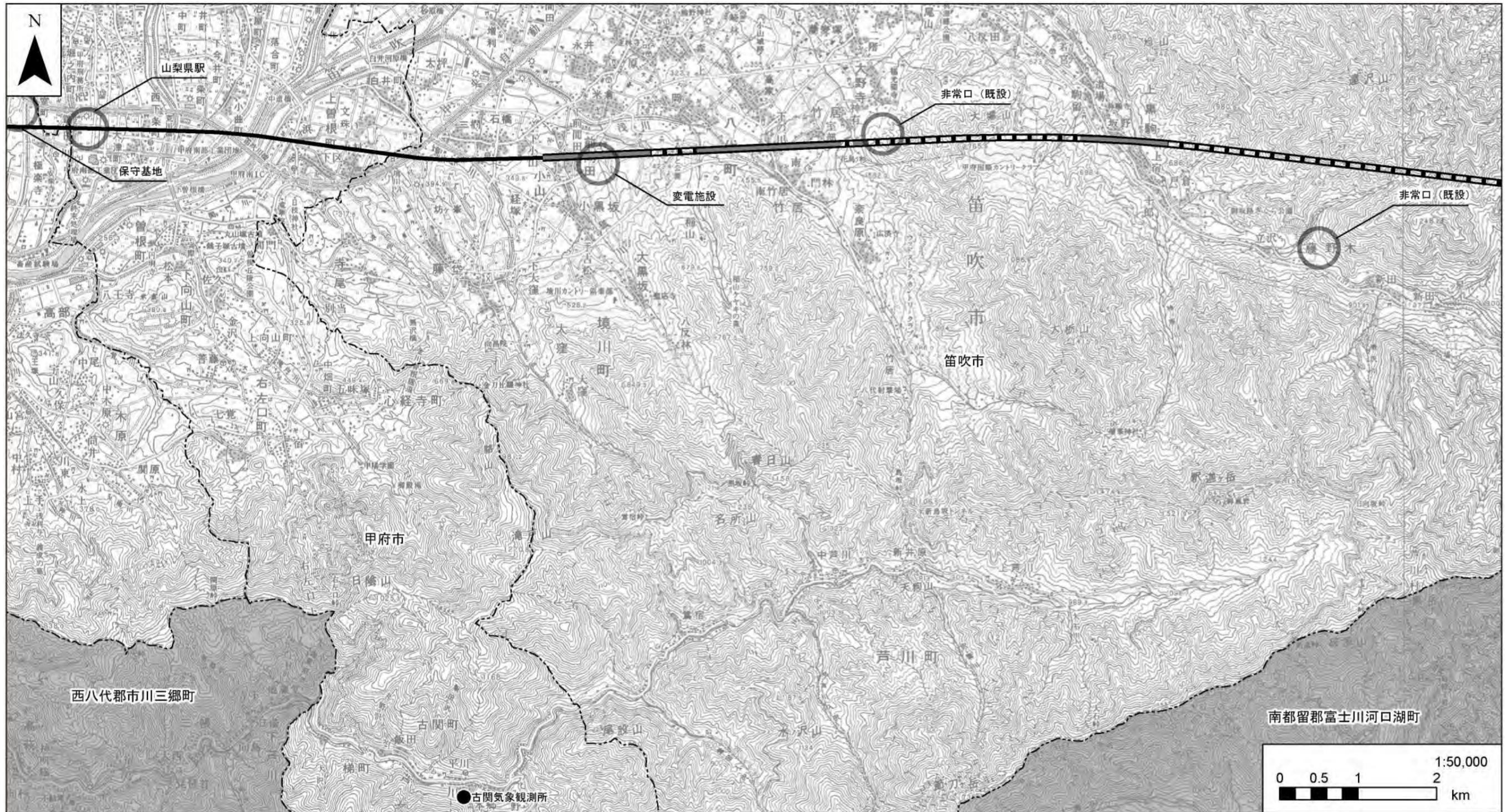
凡例

- | | | |
|---------------------|----------|----------------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | — 都県境 | ● 気象観測所 |
| ▬ 計画路線(既設区間(地上部)) | --- 市町村境 | ■ 一般環境大気測定局(大一) |
| ⋯ 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | ● 有害大気汚染物質測定局(大有) |
| ▭ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | ⊕ ダイオキシン類大気環境測定局(大ダ) |
| ●●● 工事用道路 | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「過去の気象データ検索」(平成25年6月現在、気象庁ホームページ)
 「やまなしの環境(平成24年度版)」(平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課)

図4-2-1-2(3) 気象観測点及び大気質観測地点図



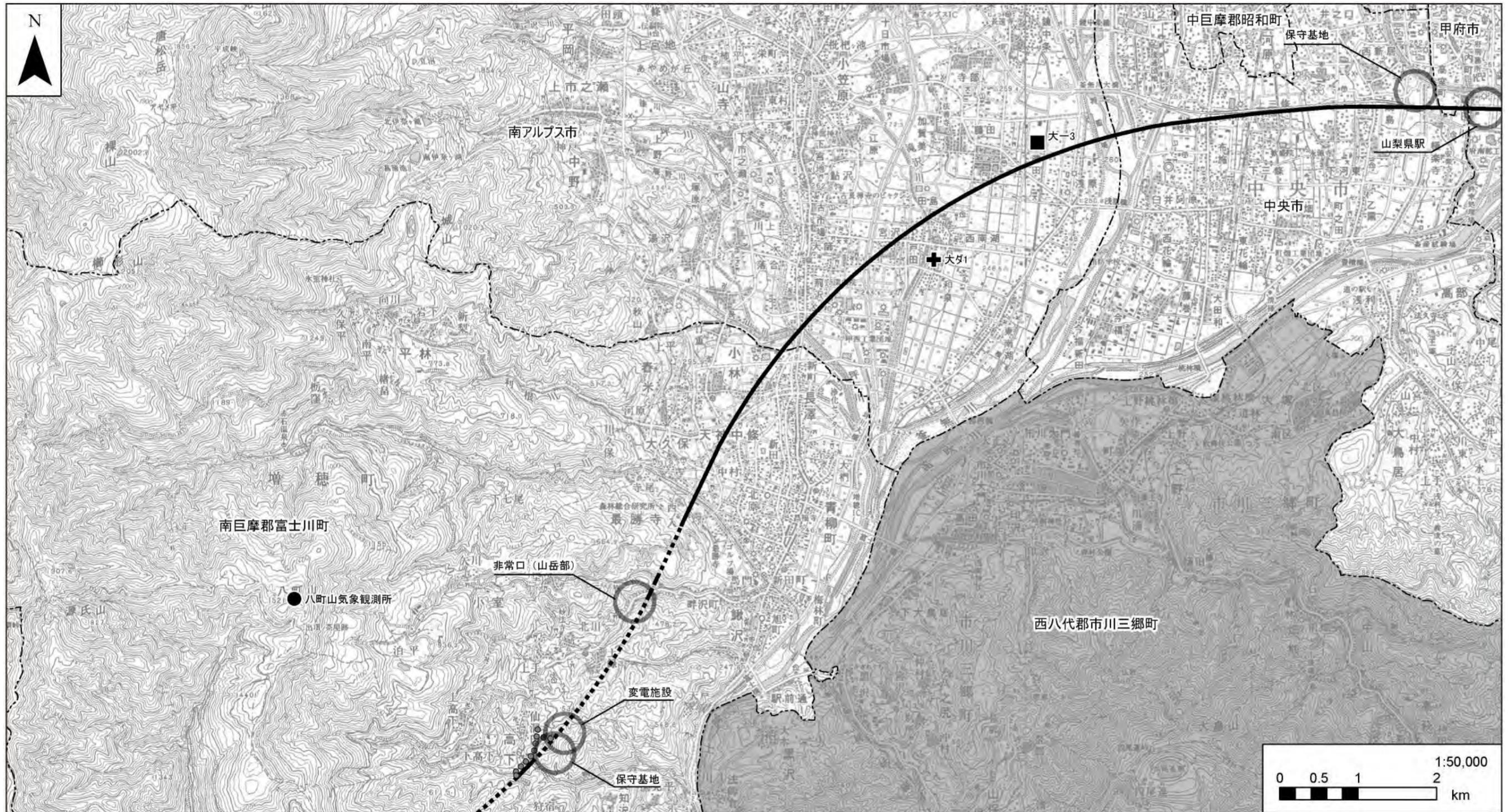
凡例

- | | | |
|-----------------------|----------|----------------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | ● 気象観測所 |
| — 計画路線(既設区間(地上部)) | --- 市町村境 | ■ 一般環境大気測定局(大一) |
| --- 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | ● 有害大気汚染物質測定局(大有) |
| — 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | ✚ ダイオキシン類大気環境測定局(大ダ) |
| ●●● 工事用道路 | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「過去の気象データ検索」(平成25年6月現在、気象庁ホームページ)
「やまなしの環境(平成24年度版)」(平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課)

図4-2-1-2(4) 気象観測点及び大気質観測地点図



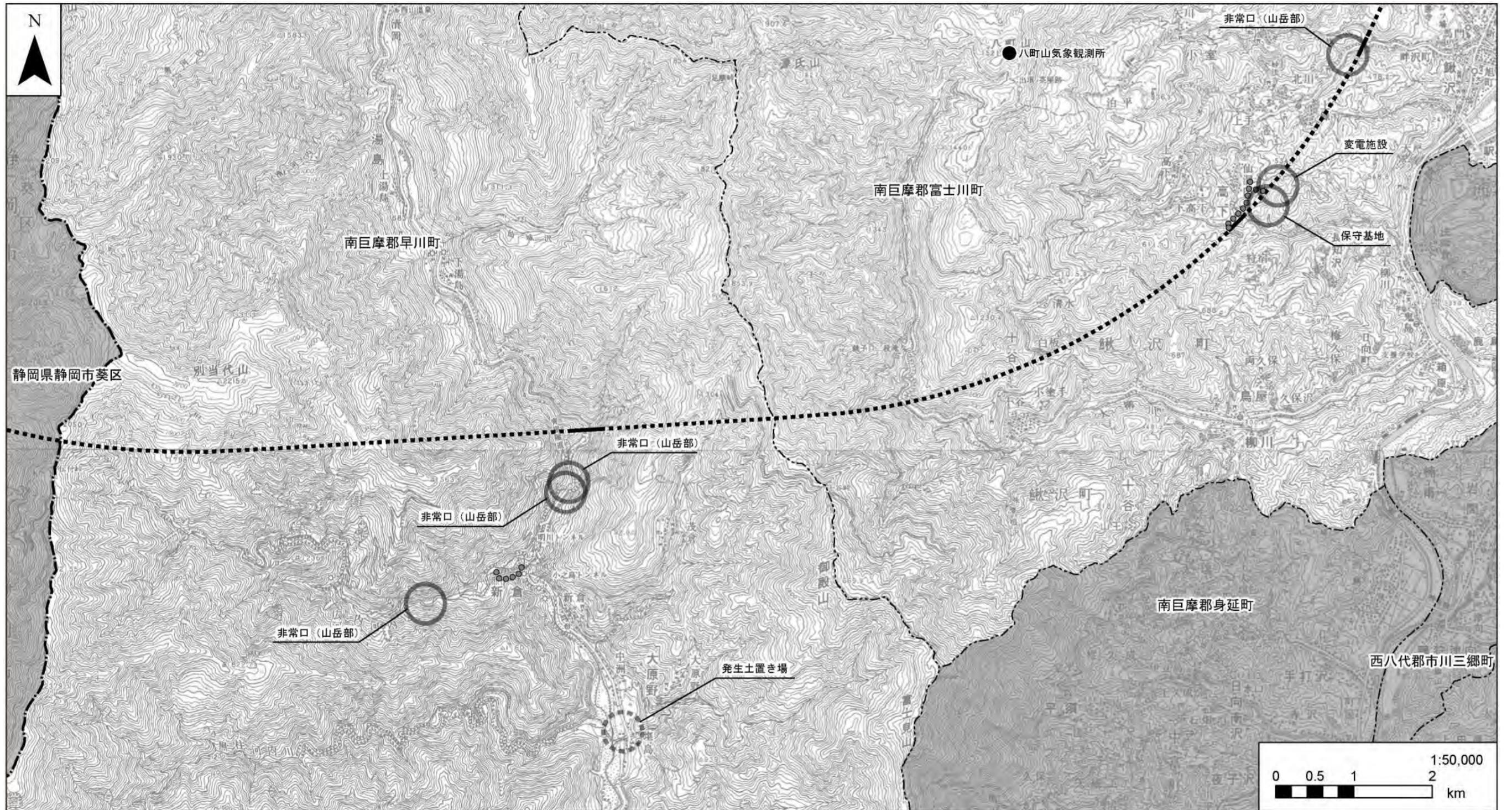
凡例

- | | | |
|----------------------|------------|----------------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | ● 気象観測所 |
| ▬ 計画路線(既設区間(地上部)) | ----- 市町村境 | ■ 一般環境大気測定局(大1) |
| ⋯⋯ 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | ● 有害大気汚染物質測定局(大有) |
| ▭ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | ⊕ ダイオキシン類大気環境測定局(大ダ) |
| ●●● 工事用道路 | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「過去の気象データ検索」(平成25年6月現在、気象庁ホームページ)
「やまなしの環境(平成24年度版)」(平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課)

図4-2-1-2(5) 気象観測点及び大気質観測地点図



凡例

- | | | |
|----------------------|------------|----------------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | ● 気象観測所 |
| ▬ 計画路線(既設区間(地上部)) | ----- 市町村境 | ■ 一般環境大気測定局(大一) |
| ⋯⋯ 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | ● 有害大気汚染物質測定局(大有) |
| ▭ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | ⊕ ダイオキシン類大気環境測定局(大ダ) |
| ●●● 工事用道路 | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「過去の気象データ検索」(平成25年6月現在、気象庁ホームページ)
「やまなしの環境(平成24年度版)」(平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課)

図4-2-1-2(6) 気象観測点及び大気質観測地点図

2) 大気質

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の大気質測定地点を図 4-2-1-2 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの測定結果と経年変化を表 4-2-1-5 から表 4-2-1-8 及び図 4-2-1-3 から図 4-2-1-6 に示す。なお、対象事業実施区域及びその周囲の測定局は、一般環境大気測定局（一般局）のみで、自動車排出ガス測定局（自排局）は存在しない。また、対象となる測定局において一酸化炭素の測定は行われていない。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、5 年間ともに全測定局で環境基準を満たしている。光化学オキシダントは、5 年間ともに全測定局で環境基準を満たしていない。

対象事業実施区域及びその周囲の有害大気汚染物質の測定結果を表 4-2-1-9 に示す。ベンゼン等 4 物質について、環境基準を満たしている。

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類大気環境調査結果は、表 4-2-1-10 に示すとおりであり、環境基準を満たしている。

なお、降下ばいじんの測定は、対象事業実施区域及びその周囲では行われていない。

表 4-2-1-5 二酸化硫黄の測定結果

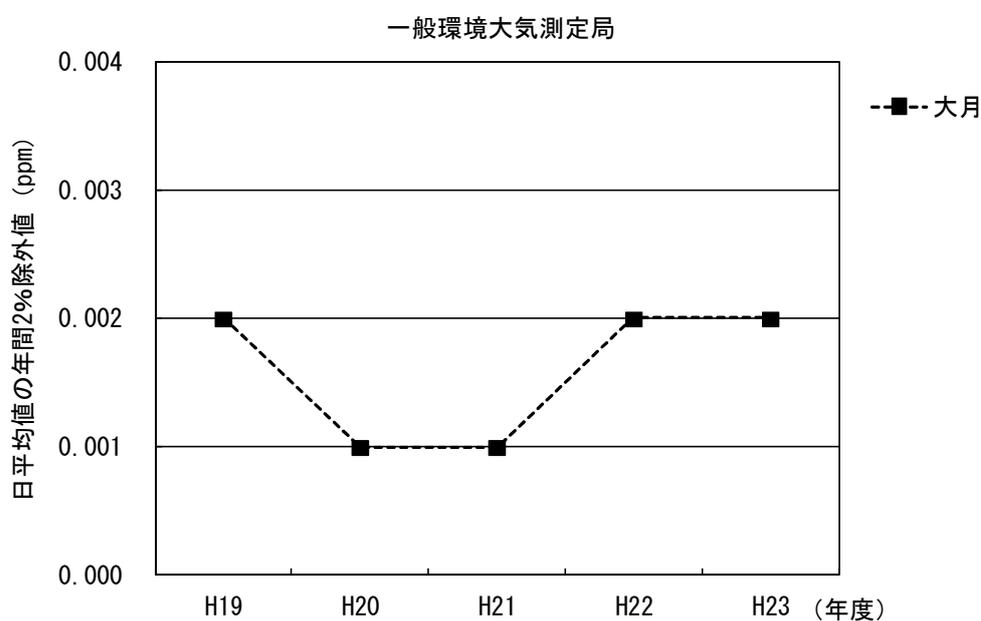
(単位：ppm)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大一1	一般局	大月市	大月 (富士・東部建設 事務所)	年平均値	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001
				日平均値	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の年間2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）



資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

図 4-2-1-3 二酸化硫黄の日平均値の経年変化

表 4-2-1-6 二酸化窒素の測定結果

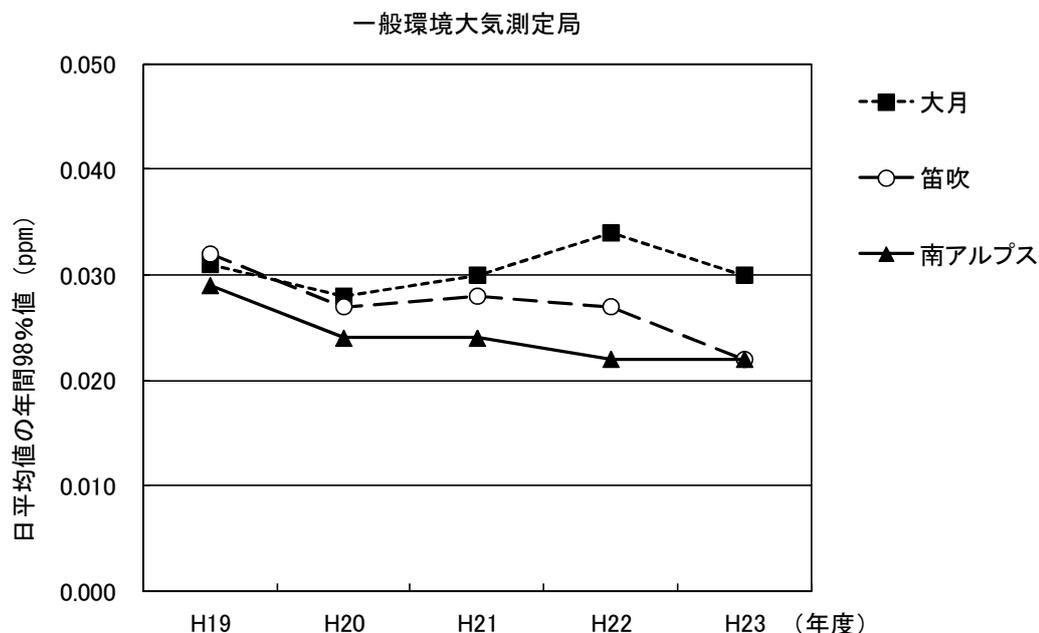
(単位：ppm)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大-1	一般局	大月市	大月 (富士・東部建設 事務所)	年平均値	0.016	0.016	0.016	0.017	0.016
				日平均値	0.031	0.028	0.030	0.034	0.030
				適合状況	○	○	○	○	○
大-2		笛吹市	笛吹 (かえで支援学校分教 室(旧山梨園芸高校))	年平均値	0.015	0.015	0.015	0.014	0.010
				日平均値	0.032	0.027	0.028	0.027	0.022
				適合状況	○	○	○	○	○
大-3		南アルプス 市	南アルプス (若草健康センター)	年平均値	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
				日平均値	0.029	0.024	0.024	0.022	0.022
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の年間98%値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）



資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

図 4-2-1-4 二酸化窒素の日平均値の経年変化

表 4-2-1-7 浮遊粒子状物質の測定結果

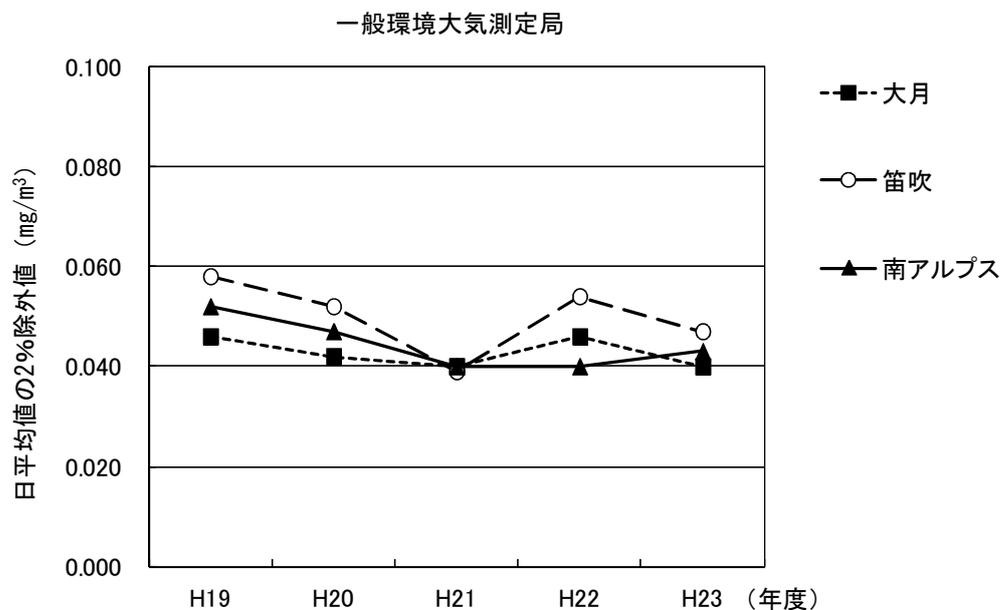
(単位：mg/m³)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大一 1	一般局	大月市	大月 (富士・東部建設 事務所)	年平均値	0.017	0.017	0.016	0.019	0.016
				日平均値	0.046	0.042	0.040	0.046	0.040
				適合状況	○	○	○	○	○
大一 2		笛吹市	笛吹 (かえで支援学校分教 室(旧山梨園芸高校))	年平均値	0.021	0.021	0.013	0.021	0.018
				日平均値	0.058	0.052	0.039	0.054	0.047
				適合状況	○	○	○	○	○
大一 3		南アルプス 市	南アルプス (若草健康センター)	年平均値	0.020	0.019	0.018	0.018	0.017
				日平均値	0.052	0.047	0.040	0.040	0.043
				適合状況	○	○	○	○	○

注1. 日平均値は、日平均値の年間2%除外値を示す。

注2. 適合状況は、環境基準の長期評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期評価は、年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）



資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

図 4-2-1-5 浮遊粒子状物質の日平均値の経年変化

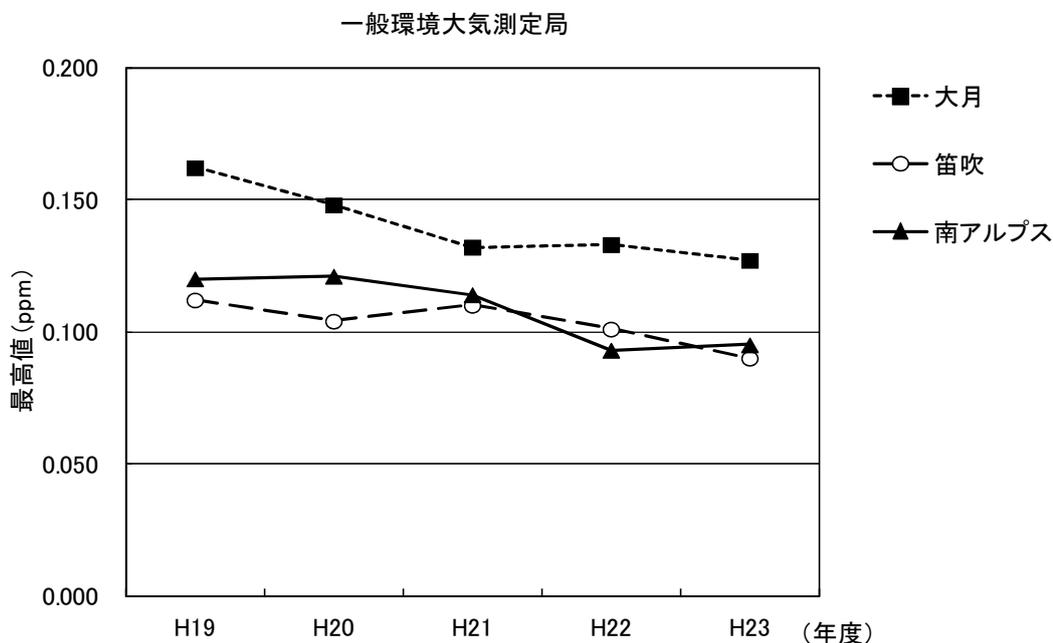
表 4-2-1-8 光化学オキシダントの測定結果

(単位：ppm)

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H19	H20	H21	H22	H23
大ー1	一般局	大月市	大月 (富士・東部建設 事務所)	年平均値	0.030	0.030	0.029	0.031	0.023
				最高値	0.162	0.148	0.132	0.133	0.127
				適合状況	×	×	×	×	×
大ー2		笛吹市	笛吹 (かえで支援学校分教 室(旧山梨園芸高校))	年平均値	0.036	0.033	0.032	0.036	0.030
				最高値	0.112	0.104	0.110	0.101	0.090
				適合状況	×	×	×	×	×
大ー3		南アルプス 市	南アルプス (若草健康センター)	年平均値	0.038	0.037	0.032	0.035	0.031
				最高値	0.120	0.121	0.114	0.093	0.095
				適合状況	×	×	×	×	×

注1. 適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は、1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）



資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

図 4-2-1-6 光化学オキシダントの1時間最高値の経年変化

表 4-2-1-9 有害大気汚染物質の測定結果（平成 23 年度）

（単位：μg/m³）

No.	地域	測定地点	地域分類	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
				環境基準 3	達成 状況	環境基準 200	達成 状況	環境基準 200	達成 状況	環境基準 150	達成 状況
大有 1	大月市	大月	一般環境	1.2	○	0.44	○	0.079	○	2.0	○

注1. 地域分類は、「一般環境」：通常、人が居住する地域で、固定発生源等の直接の影響を受けない地域
 「固定発生源周辺」：通常、人が居住する地域で、工場等の固定発生源の影響を受ける地域
 「沿道」：通常、人が居住する地域で、自動車排出ガスの影響を受ける地域

資料：「やまなしの環境（平成 24 年度版）」（平成 25 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

表 4-2-1-10 ダイオキシン類大気環境測定結果（平成 23 年度）

（単位：pg-TEQ/m³以下）

No.	地域	調査地点	調査結果					環境基準
			5 月	8 月	11 月	1 月	年度 平均値	
大ダ 1	南アルプス市	和泉公民館	0.013	0.012	0.020	0.034	0.020	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

資料：「やまなしの環境（平成 24 年度版）」（平成 25 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

イ. 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準等を表 4-2-1-11 から表 4-2-1-13 に示す。

対象事業実施区域を含む周辺市町村では、窒素酸化物 (NO_x) 総量規制地域等の指定はない。

表 4-2-1-11 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
 (昭和 48 年環大企第 143 号)
 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)
 (昭和 53 年環大企第 262 号)
 (平成 21 年環境省告示第 33 号)
 (平成 21 年環水大総発第 090909001 号)

物質	環境上の条件	評価方法	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外した値 (年間 2%除外値) が 0.04ppm 以下であること。 ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること	年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。 ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること	年間 2%除外値が 0.10 mg/m ³ 以下であること。 ただし、1 日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	—	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の低い方から 98%に相当する値 (年間 98%値) が 0.06ppm 以下であること
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	年間を通じて 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	—	長期基準は、測定結果の 1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。 短期基準は、測定結果の 1 日平均値のうち、98 パーセントイル値が 35 μg/m ³ 以下であること

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 4-2-1-12 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

(平成 9 年環境省告示第 4 号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 4-2-1-13 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

(平成 11 年環境省告示第 68 号)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

ウ. 苦 情

山梨県⁽⁴⁾の大気汚染に係る発生源別苦情受理の状況を表 4-2-1-14 に示す。苦情件数は162 件であり、「個人（会社・事業所以外）」に起因するものが多く全体の半数程度を占めている。会社・事業所関係に限ると、「農業」、「建設業」、「製造業」に起因する苦情件数が多く、それぞれ18 件、17 件、17 件となっている。

表 4-2-1-14 大気汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	18
林業	1
漁業	0
鉱業	1
建設業	17
製造業	17
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	1
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	12
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	1
個人（会社・事業所以外）	80
その他（会社・事業所以外）	4
不明（会社・事業所以外）	10
合 計	162

資料：「平成 23 年度 公害苦情調査結果報告書」

（平成 25 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）

⁽⁴⁾ 県全域のデータであり、地域特性の調査対象範囲は方法書と同様とした。

3) 騒音

対象事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点を図 4-2-1-7 に示す。

ア. 既存の測定結果

山梨県での自動車騒音の常時監視は、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、騒音に係る環境基準の達成状況等を把握するものである。騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域について、一定地域内の住居等のうち騒音レベルが基準を超過する戸数及び超過する割合により評価（面的評価）することとされている。

対象事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の達成状況を表 4-2-1-15 に示す。昼夜間とも環境基準以下であったのは、全体で 6,823 戸中 5,933 戸(87.0%)となっている。

また、対象事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の測定結果を表 4-2-1-16 に示す。

表 4-2-1-15(1) 自動車騒音に係る環境基準の達成状況（平成 23 年度）

評価対象道路		評価対象区域		評価区間の延長(km)	住居等戸数(戸)	達成戸数・割合							
(評価区間番号)路線名	車線数	(上段)始点 (下段)終点	評価区間の延長(km)			昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
						(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
(1002) 一般国道 20 号	2	大月市富浜町鳥沢 大月市大月 2 丁目	5.9	916	564	61.6	124	13.5	0	0.0	228	24.9	
(1066) 一般国道 139 号	2	都留市上谷 4 丁目 大月市大月 2 丁目	5.1	870	570	65.5	52	6.0	0	0.0	248	28.5	
(1003) 一般国道 20 号	2	大月市大月 2 丁目 大月市大月町花咲	1.9	181	128	70.7	19	10.5	0	0.0	34	18.8	
(1045) 一般国道 137 号	3	笛吹市御坂町上黒駒 笛吹市御坂町上黒駒	3.3	37	28	75.7	0	0.0	7	18.9	2	5.4	
(1046) 一般国道 137 号	4	笛吹市御坂町上黒駒 笛吹市御坂町竹原田	3.6	51	51	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
(1005) 一般国道 20 号	4	笛吹市一宮町中尾 笛吹市石和町四日市場	6.9	277	277	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
(1047) 一般国道 137 号	4	笛吹市御坂町竹原田 笛吹市御坂町坪井	1.0	1	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
(46040) 一般県道 石和温泉停車場線	2	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町市部	0.2	25	22	88.0	0	0.0	0	0.0	3	12.0	
(1137) 一般国道 411 号	2	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町市部	0.9	189	187	98.9	0	0.0	0	0.0	2	1.1	
(46069) 一般県道 小石和町市部線	2	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町市部	0.8	34	34	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
(6041) 一般県道 白井河原八田線	2	笛吹市石和町市部 笛吹市石和町市部	0.2	15	15	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
(4103) 主要地方道 甲府中央右左口線	2	中央市中楯 中央市成島	1.6	137	136	99.3	0	0.0	0	0.0	1	0.7	
(14003) 主要地方道 甲府市川三郷線	2	昭和町西条 昭和町西条	0.8	79	63	79.7	14	17.7	0	0.0	2	2.5	

注 1. 騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく時間区分は以下のとおりである。

昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～翌日午前 6 時

表 4-2-1-15(2) 自動車騒音に係る環境基準の達成状況（平成 23 年度）

評価対象道路		評価対象区域 (上段) 始点 (下段) 終点	評価 区間 の 延長 (km)	住居 等 戸数 (戸)	達成戸数・割合							
(評価区間番号) 路線名	車 線 数				昼夜間とも 基準値以下		昼間のみ 基準値以下		夜間のみ 基準値以下		昼夜間とも 基準値超過	
					(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
(14004) 主要地方道 甲府市川三郷線	2	中央市山之神 中央市山之神	0.8	8	4	50.0	4	50.0	0	0.0	0	0.0
(4003) 主要地方道 甲府市川三郷線	2	中央市布施 中央市西花輪	3.5	363	359	98.9	2	0.6	0	0.0	2	0.6
(6013) 一般県道 南アルプス甲斐線	2	南アルプス市 鏡中條 南アルプス市 上高砂	4.9	112	112	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(6011) 一般県道 臼井阿原竜王線	2	中央市山之神 中央市山之神	1.0	80	50	62.5	0	0.0	10	12.5	20	25.0
(6012) 一般県道 南アルプス甲斐線	2	南アルプス市藤田 南アルプス市鏡中 中條	3.5	138	138	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(4054) 主要地方道 韮崎南アルプス中央 線	2	中央市臼井阿原 中央市一町畑	2.2	231	206	89.2	0	0.0	0	0.0	25	10.8
(4014) 主要地方道 甲府南アルプス線	2	南アルプス市上今 諏訪 南アルプス市小笠 原	4.0	397	371	93.5	0	0.0	0	0.0	26	6.5
(1027) 一般国道 52 号	2	南アルプス市小笠 原 南アルプス市六科	6.2	687	648	94.3	34	4.9	1	0.1	4	0.6
(11026) 一般国道 52 号	2	南アルプス市戸田 南アルプス市在家 塚	8.7	139	139	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(4053) 主要地方道 韮崎南アルプス中央 線	2	南アルプス市小笠 原 南アルプス市藤田	4.1	428	428	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
(71026) 一般国道 52 号	2	南アルプス市古市 場 南アルプス市小笠 原	2.4	346	344	99.4	2	0.6	0	0.0	0	0.0
(41047) 一般国道 140 号	2	南アルプス市東南 湖 富士川町青柳町	1.0	66	59	89.4	0	0.0	7	10.6	0	0.0
(1025) 一般国道 52 号	2	富士川町最勝寺 南アルプス市古市 場	6.5	1,016	999	98.3	0	0.0	3	0.3	14	1.4
合計			81	6,823	5,933	87.0	251	3.7	28	0.4	611	9.0

注 1. 騒音に係る環境基準（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく時間区分は以下のとおりである。

昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～翌日午前 6 時

資料：「やまなしの環境（平成 24 年度版）」（平成 25 年 2 月、山梨県森林環境部森林環境総務課）

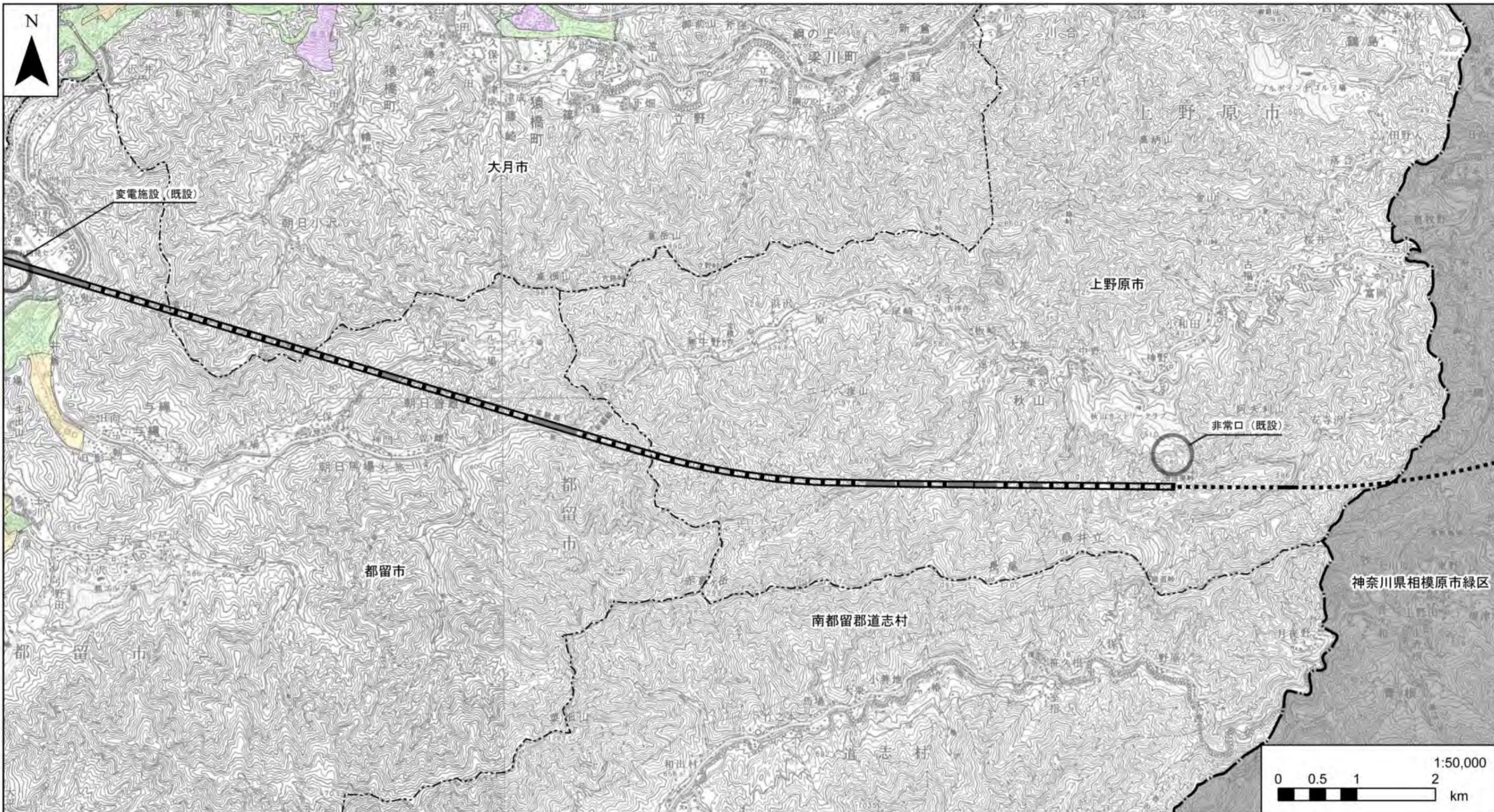
表 4-2-1-16 自動車騒音の測定結果

調査地点	所在地	路線名	等価騒音レベル (L_{Aeq})	
			昼間	夜間
騒自 1	大月市駒橋 1 丁目 9	国道 20 号	70	68
騒自 2	大月市御太刀 1 丁目 5	国道 20 号	62	57
騒自 3	大月市大月町花咲 10	国道 20 号	73	70
騒自 4	大月市大月町花咲	中央自動車道富士吉田線	64	61
騒自 5	都留市上谷 2 丁目 2-9	国道 139 号	72	69
騒自 6	笛吹市一宮町石	中央自動車道西宮線	56	54
騒自 7	笛吹市御坂町上黒駒	国道 137 号	64	53
騒自 8	笛吹市御坂町上黒駒	国道 137 号	74	67
騒自 9	笛吹市一宮町末木	国道 20 号	68	65
騒自 10	笛吹市御坂町下黒駒	国道 137 号	68	62
騒自 11	笛吹市石和町市部 777	小石和市部線	68	65
騒自 12	笛吹市石和町市部 1054	国道 411 号	61	55
騒自 13	笛吹市石和町小石和	白井河原八田線	70	65
騒自 14	甲府市上阿原町	国道 140 号	69	65
騒自 15	甲府市西高橋町	甲府笛吹線	68	63
騒自 16	甲府市蓬沢 1 丁目 14	甲府笛吹線	66	57
騒自 17	甲府市住吉 4 丁目 1	国道 20 号	72	70
騒自 18	甲府市上町	小瀬スポーツ線	64	59
騒自 19	甲府市上曾根町	甲府精進湖線	67	63
騒自 20	甲府市上向山町	国道 358 号	72	68
騒自 21	甲府市右左口町	甲府中央右左口線	65	61
騒自 22	甲府市中町	国道 358 号	72	67
騒自 23	甲府市西下条町	中央自動車道西宮線	54	52
騒自 24	甲府市上小河原町	国道 20 号	60	57
騒自 25	甲府市大津町	甲府中央右左口線	69	64
騒自 26	甲府市高室町	甲府中央右左口線	69	62
騒自 27	中央市中楯	中央自動車道西宮線	63	56
騒自 28	中央市中楯 1398	甲府中央右左口線	69	64
騒自 29	中巨摩郡昭和町西条 902-1	甲府市川三郷線	68	67
騒自 30	中央市一町畑 103-3	韮崎南アルプス中央線	69	63
騒自 31	中央市東花輪	韮崎南アルプス中央線	67	59
騒自 32	中央市布施 1985	甲府市川三郷線	69	65
騒自 33	中央市西花輪 3005	韮崎南アルプス中央線	71	66
騒自 34	南アルプス市藤田 2125-1	南アルプス甲斐線	64	58
騒自 35	南アルプス市藤田 1600-3	韮崎南アルプス中央線	65	58
騒自 36	南アルプス市沢登 337-6	中部横断自動車道	69	63
騒自 37	南アルプス市在家塚	国道 52 号	70	66
騒自 38	南アルプス市小笠原 1688	甲府南アルプス線	67	61
騒自 39	南アルプス市小笠原 295	国道 52 号	65	61
騒自 40	南アルプス市古市場 30-1	国道 52 号	67	63
騒自 41	南巨摩郡富士川町長澤	国道 52 号	62	54
騒自 42	南巨摩郡富士川町青柳	国道 52 号	68	61
騒自 43	南巨摩郡富士川町鯉沢	国道 52 号	66	61
騒自 44	南巨摩郡富士川町箱原	国道 52 号	70	69

注1. 騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）に基づく時間区分は以下のとおりである。

昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日午前6時

資料：山梨県及び関係市資料



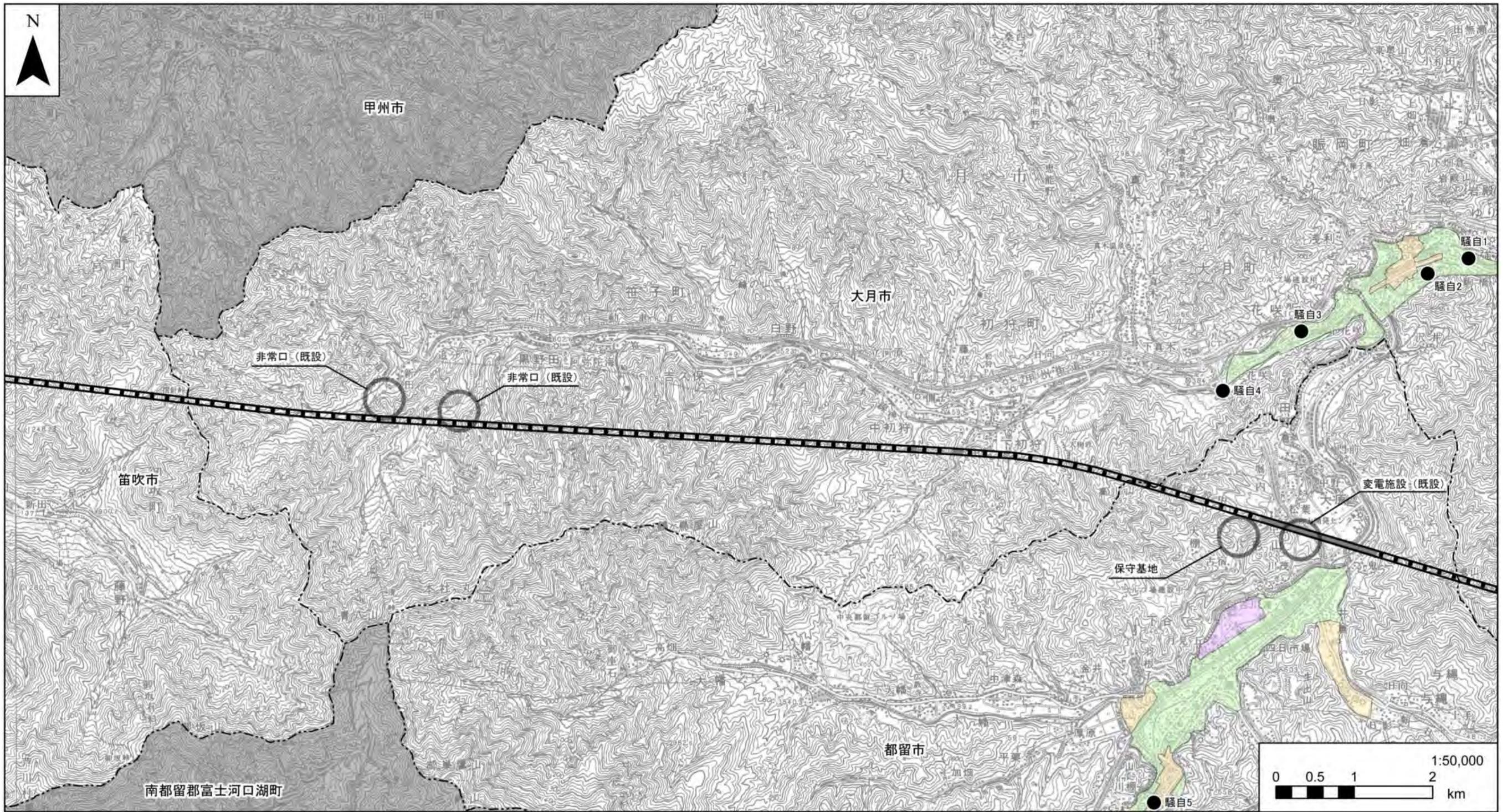
凡例

- | | | | |
|------------------------|------------|----------------|-----------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | 騒音に係る環境基準の類型指定 | ● 自動車騒音測定地点(騒自) |
| == 計画路線(既設区間(地上部)) | - - - 市町村境 | ■ A地域 | |
| 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | ■ B地域 | |
| ▬ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | ■ C地域 | |
| ●●● 工事用道路 | | | |

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）
山梨県及び関係市資料

図4-2-1-7(1) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。



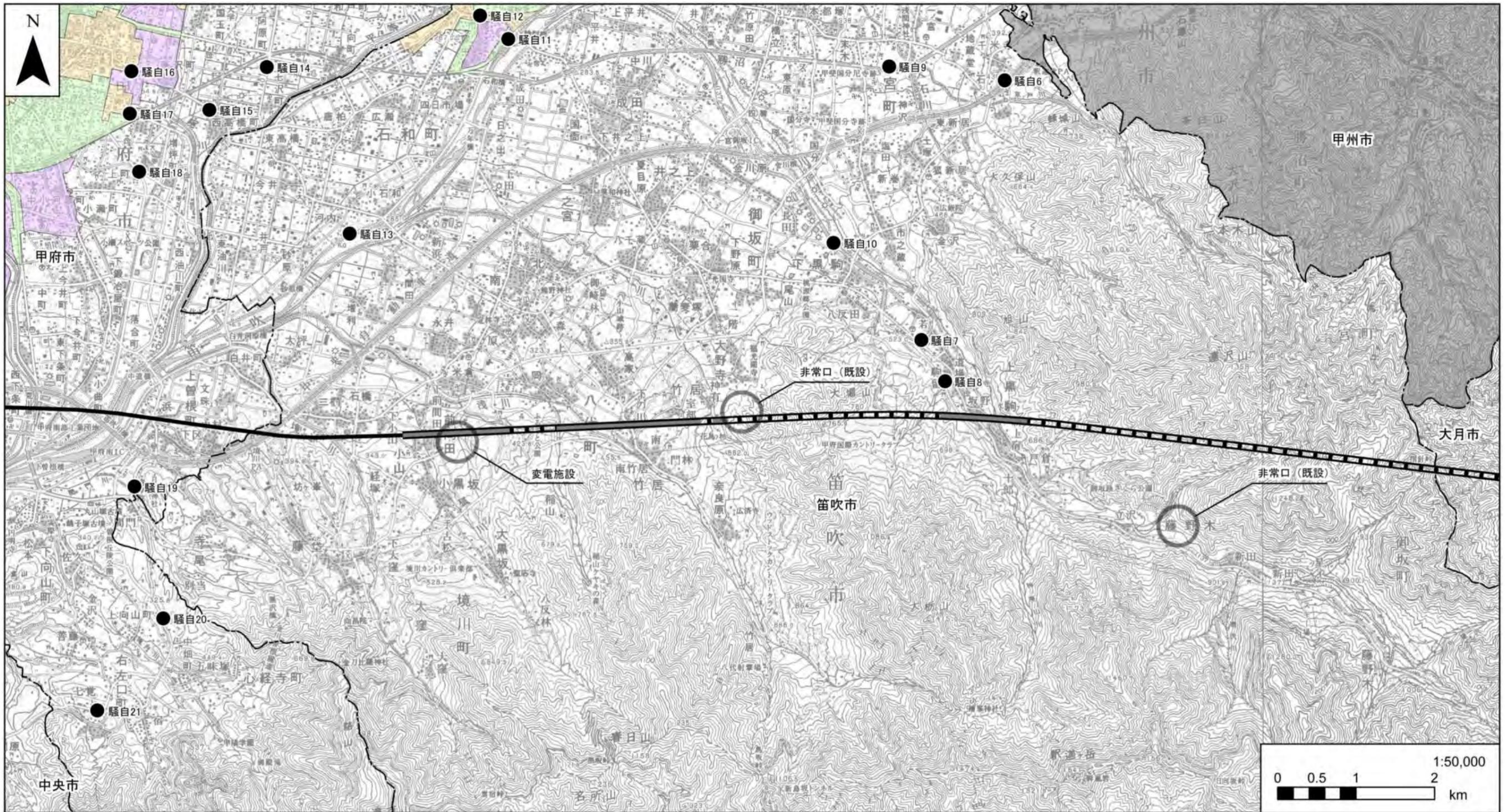
凡例

- | | | | |
|----------------------|------------|----------------|-----------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | 騒音に係る環境基準の類型指定 | ● 自動車騒音測定地点(騒自) |
| == 計画路線(既設区間(地上部)) | - - - 市町村境 | ■ A地域 | |
| ⋯⋯ 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | ■ B地域 | |
| ▬ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | ■ C地域 | |
| ●●● 工事用道路 | | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）
山梨県及び関係市資料

図4-2-1-7(2) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図



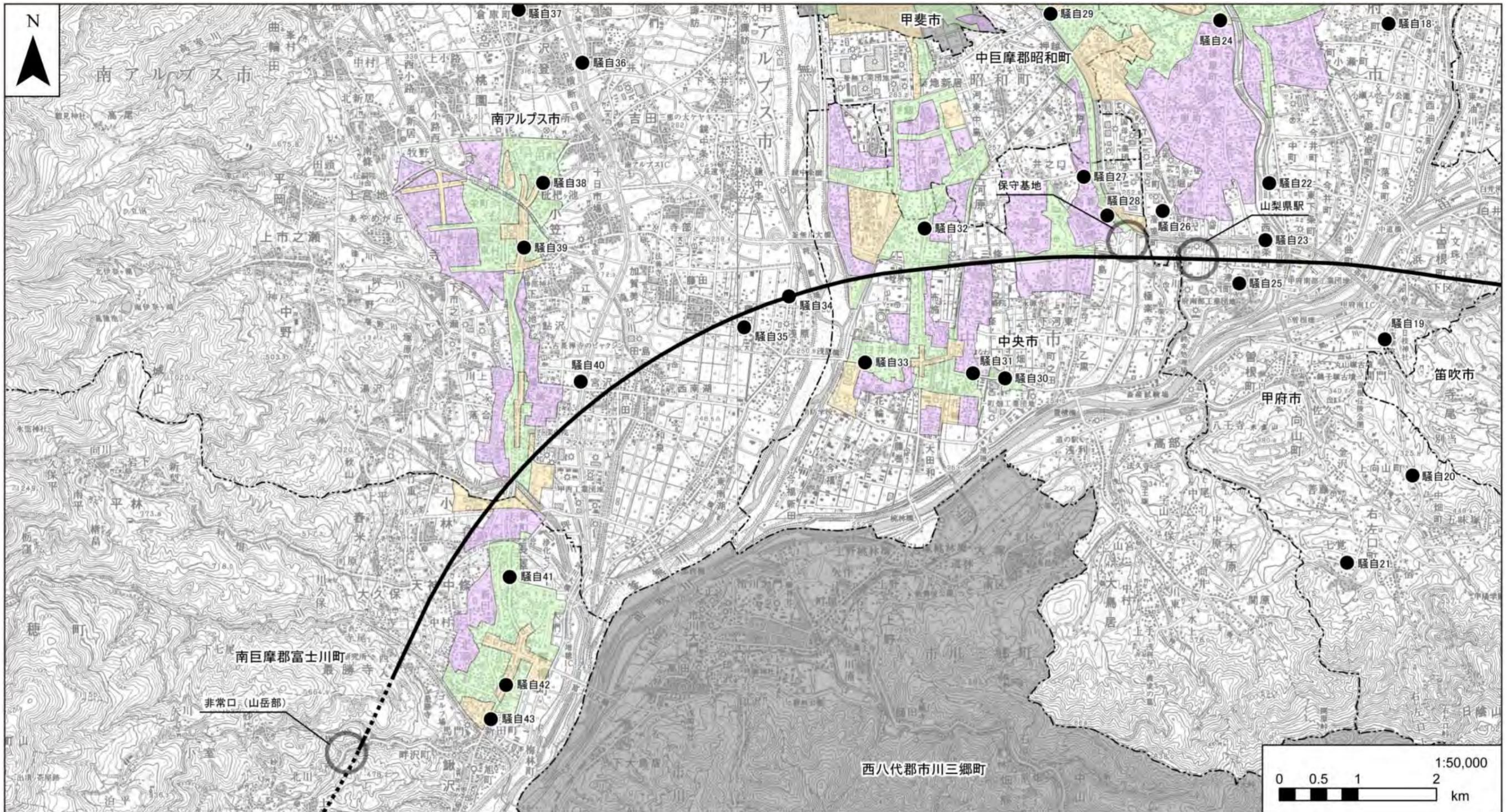
凡例

- | | | | |
|----------------------|------------|----------------|-----------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | 騒音に係る環境基準の類型指定 | ● 自動車騒音測定地点(騒自) |
| == 計画路線(既設区間(地上部)) | - - - 市町村境 | ■ A地域 | |
| ⋯⋯ 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | ■ B地域 | |
| ▬ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | ■ C地域 | |
| ●●● 工事用道路 | | | |

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）
山梨県及び関係市資料

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、
調査地点等を重複して記載しているものもある。

図4-2-1-7(3) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図



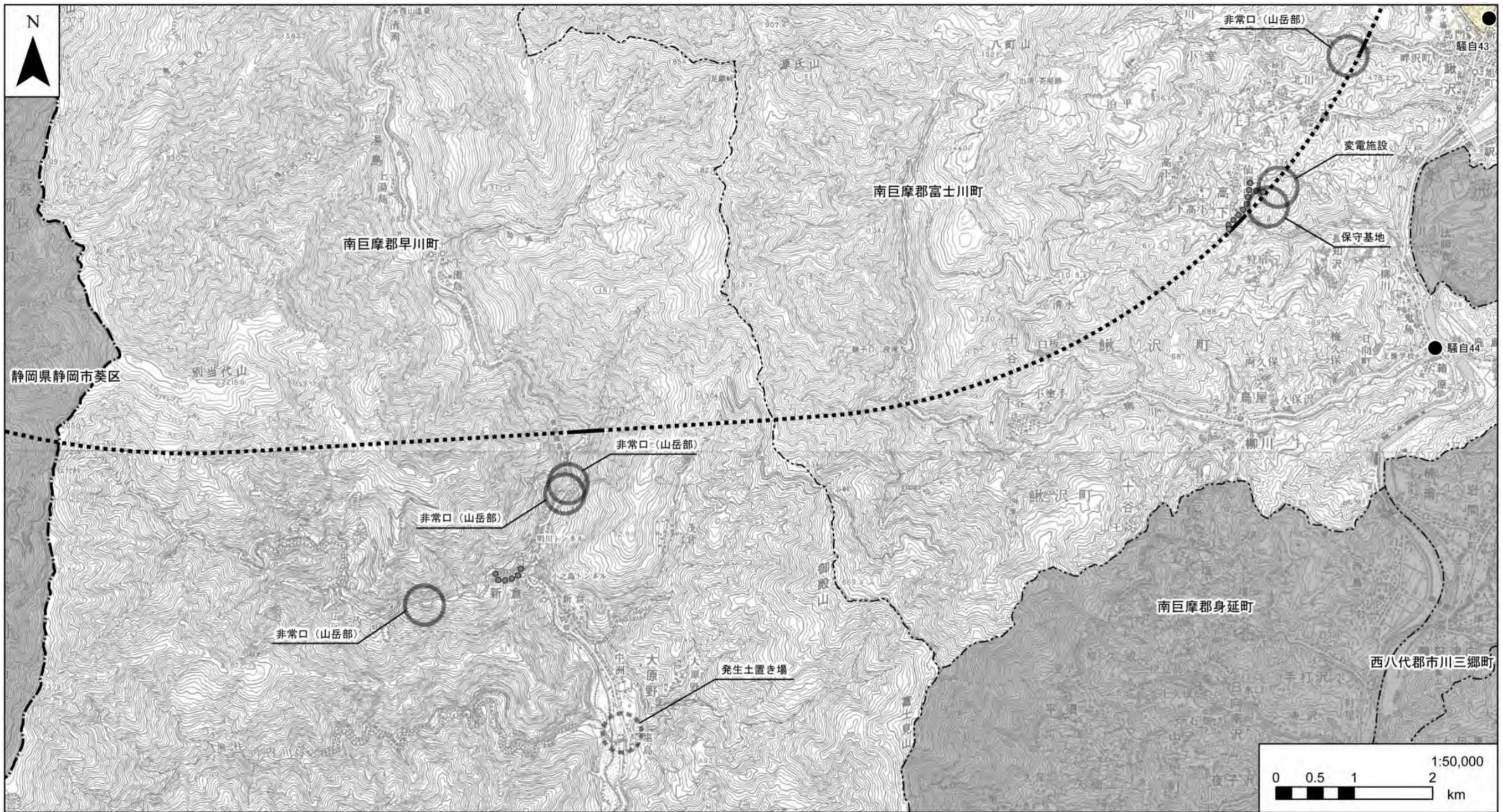
凡例

- | | | | |
|---------------------------|--------------|----------------|-----------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | - - - 都県境 | 騒音に係る環境基準の類型指定 | ● 自動車騒音測定地点(騒自) |
| == 計画路線(既設区間(地上部)) | - · - · 市町村境 | ■ A地域 | |
| · · · · 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | ■ B地域 | |
| ▬ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | ■ C地域 | |
| ●●● 工事用道路 | | | |

資料：「やまなしの環境(平成24年度版)」(平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課) 山梨県及び関係市資料

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

図4-2-1-7(4) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図



凡例

- | | | | |
|----------------------|------------|----------------|-----------------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | 騒音に係る環境基準の類型指定 | ● 自動車騒音測定地点(騒自) |
| == 計画路線(既設区間(地上部)) | - - - 市町村境 | ■ A地域 | |
| ⋯⋯ 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | ■ B地域 | |
| ▭ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | ■ C地域 | |
| ●●● 工事用道路 | | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）
山梨県及び関係市資料

図4-2-1-7(5) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況及び測定地点図

イ. 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準等を表 4-2-1-17 から表 4-2-1-21 に示す。なお、参考として新幹線鉄道騒音に係る環境基準を表 4-2-1-18 に示す。また、対象事業実施区域及びその周囲は、環境基準に基づく類型の指定地域及び騒音規制法に基づく規制区域に該当する。

表 4-2-1-17 騒音に係る環境基準

(平成 10 年環境庁告示第 64 号、改正 平成 24 年環境省告示第 54 号)

地域の区分及び類型		道路に面する地域以外の地域				道路に面する地域		特例
		AA	A	B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	幹線交通を担う道路に近接する空間
基準値	昼間	50dB 以下	55dB 以下	55dB 以下	60dB 以下	60dB 以下	65dB 以下	70dB 以下 * 45dB 以下
	夜間	40dB 以下	45dB 以下	45dB 以下	50dB 以下	55dB 以下	60dB 以下	65dB 以下 * 40dB 以下
該当地域		該当なし	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域			
備考		<p>1 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>2 時間の区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から午前 6 時まで</p> <p>3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。）</p> <p>4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。</p> <p>5 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間） ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。 ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 メートル ・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル</p>						

注1. 周辺市町村のうち騒音に係る環境基準の類型の当てはめに該当する市町村は、上野原市、大月市、都留市、笛吹市、甲府市、昭和町、中央市、南アルプス市、富士川町である。

表 4-2-1-18 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（参考）

（昭和 50 年環境庁告示第 46 号、改正 平成 12 年環境省告示第 78 号）

地域の類型		基準値 (dB)
I	主として住居の用に供される地域	70 以下
II	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域	75 以下

表 4-2-1-19 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

（騒音規制法第 17 条第 1 項）

（平成 12 年総理府令第 15 号、改正 平成 23 年環境省令第 32 号）

区域の区分		道路に面する区域		幹線交通を担う道路に近接する区域	
		昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時	昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～6 時
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB	75dB	70dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70dB	65dB		
3	b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB		

注1. 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

注2. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ② 一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注3. 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

区域の区分	
a 区域	第 1 種区域並びに第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 2 種区域から第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域を除いた地域
c 区域	第 3 種区域及び第 4 種区域

注1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和52年山梨県告示66号）に定める第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

注2. 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

注3. 周辺市町村のうち騒音規制法の指定地域に該当する市町村は、甲府市、都留市、大月市、南アルプス市、笛吹市、上野原市、中央市、早川町、富士川町、昭和町である。

表 4-2-1-20 特定施設に係る騒音の規制基準

(騒音規制法第3条、4条)

(昭和52年山梨県告示第66号、改正平成24年山梨県告示第36号)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝、夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50dB	45dB	40dB
第2種区域	55dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB
第4種区域	70dB	65dB	60dB

注1. 第1種区域：特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：静穏の保持を必要とする区域

第3種区域：騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域：著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注2. ただし、表に掲げる第2種、第3種又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

表 4-2-1-21 特定建設作業に係る騒音の規制基準

(騒音規制法第15条)

(昭和43年厚生省・建設省告示第1号、改正平成12年環境庁告示第16号)

(昭和52年山梨県告示第67号)

規制種別	区域の区分	規制基準
音量の基準	第1号区域 第2号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で85dB以下
作業時刻に関する基準	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと
1日当たり作業時間に関する基準	第1号区域	10時間を超えて行なわないこと(開始日に終了する場合を除く)
	第2号区域	14時間を超えて行なわないこと(開始日に終了する場合を除く)
作業時間に関する基準	第1号区域 第2号区域	連続して6日を超えないこと
日曜休日に関する基準	第1号区域 第2号区域	日曜休日に行なわないこと
勧告・命令の内容	第1号区域	作業時間を10時間未満4時間以上に短縮させることができる
	第2号区域	作業時間を14時間未満4時間以上に短縮させることができる

注1. 区域の区分

第1号区域：①特定施設の規制基準で定める第1種、第2種、第3種区域

②第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域

第2号区域：規制地域のうち第1号区域以外の区域

注2. 例外措置

災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

注3. 勧告・命令は、特定建設作業の騒音が音量基準値を超えている場合、騒音の防止措置のみならず、作業時間の短縮を命ずることができる。

ウ. 苦 情

山梨県の騒音に係る発生源別苦情受理の状況を表 4-2-1-22 に示す。苦情件数は 75 件であり、会社・事業所に起因するものが多く全体の約 65%を占め、そのうち「建設業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に起因する苦情件数が多く、それぞれ 13 件、12 件となっている。

表 4-2-1-22 騒音に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	1
建設業	13
製造業	6
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	0
運輸業	3
卸売・小売業	2
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	2
医療、福祉	1
教育、学習支援業	3
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	12
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	5
個人（会社・事業所以外）	13
その他（会社・事業所以外）	10
不明（会社・事業所以外）	3
合 計	75

資料：「平成 23 年度 公害苦情調査結果報告書」

(平成 25 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ)

4) 振 動

対象事業実施区域及びその周囲の振動に係る規制基準の区域指定の状況を図 4-2-1-8 に示す。

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲で振動に関する調査は行われていない。

イ. 振動に係る規制基準等

振動に係る規制基準等を表 4-2-1-23 から表 4-2-1-25 に示す。なお、参考として新幹線鉄道振動に係る指針値を表 4-2-1-26 に示す。また、対象事業実施区域及びその周囲は、振動規制法に基づく規制区域に該当する。

表 4-2-1-23 特定施設に係る振動の規制基準

(振動規制法第 3 条、4 条)
(昭和 54 年山梨県告示第 100 号、改正 平成 24 年山梨県告示第 37 号)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種区域	60dB	55dB
第 2 種区域	65dB	60dB

注1. 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域、及び工業等の用に供されている区域であつて著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注2. ただし、区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

表 4-2-1-24 特定建設作業に係る振動の規制基準

(振動規制法第 15 条)
(法施行規則第 11 条別表第 1)
(昭和 54 年山梨県告示第 101 号)

規制種別	区域の区分	規制基準
振動の基準	第 1 号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で 75dB 以下
	第 2 号区域	
作業時刻に関する基準	第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで間の作業により発生しないこと
	第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間の作業により発生しないこと
1 日当たり作業の 作業時間に関する基準	第 1 号区域	10 時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く）
	第 2 号区域	14 時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く）
作業期間に関する基準	第 1 号区域 第 2 号区域	連続して 6 日を超えないこと
日曜休日に関する基準	第 1 号区域 第 2 号区域	日曜休日に行わないこと

注1. 区域の区分

第1号区域：①規制図面中、緑色又は黄色に色分けした区域

②規制図面中、赤色に色分けした区のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域

第2号区域：規制地域のうち第1号区域以外の区域

※規制図面は、振動規制法に基づき山梨県又は甲府市が告示する図面を指す。

注2. 例外措置

災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

表 4-2-1-25 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

(振動規制法第 16 条第 1 項)
(法施行規則別表第 2)
(昭和 54 年山梨県告示第 102 号)

区域の区分	昼間 午前 8 時から午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注1. 区域の区分は特定施設に係る規制基準の区分に準ずる。

注2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

注3. 振動レベルは、5秒間隔100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端値とする。

表 4-2-1-26 新幹線鉄道振動に係る指針値（参考）

(昭和 51 年環大特第 32 号)

指針	70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
----	--

ウ. 苦 情

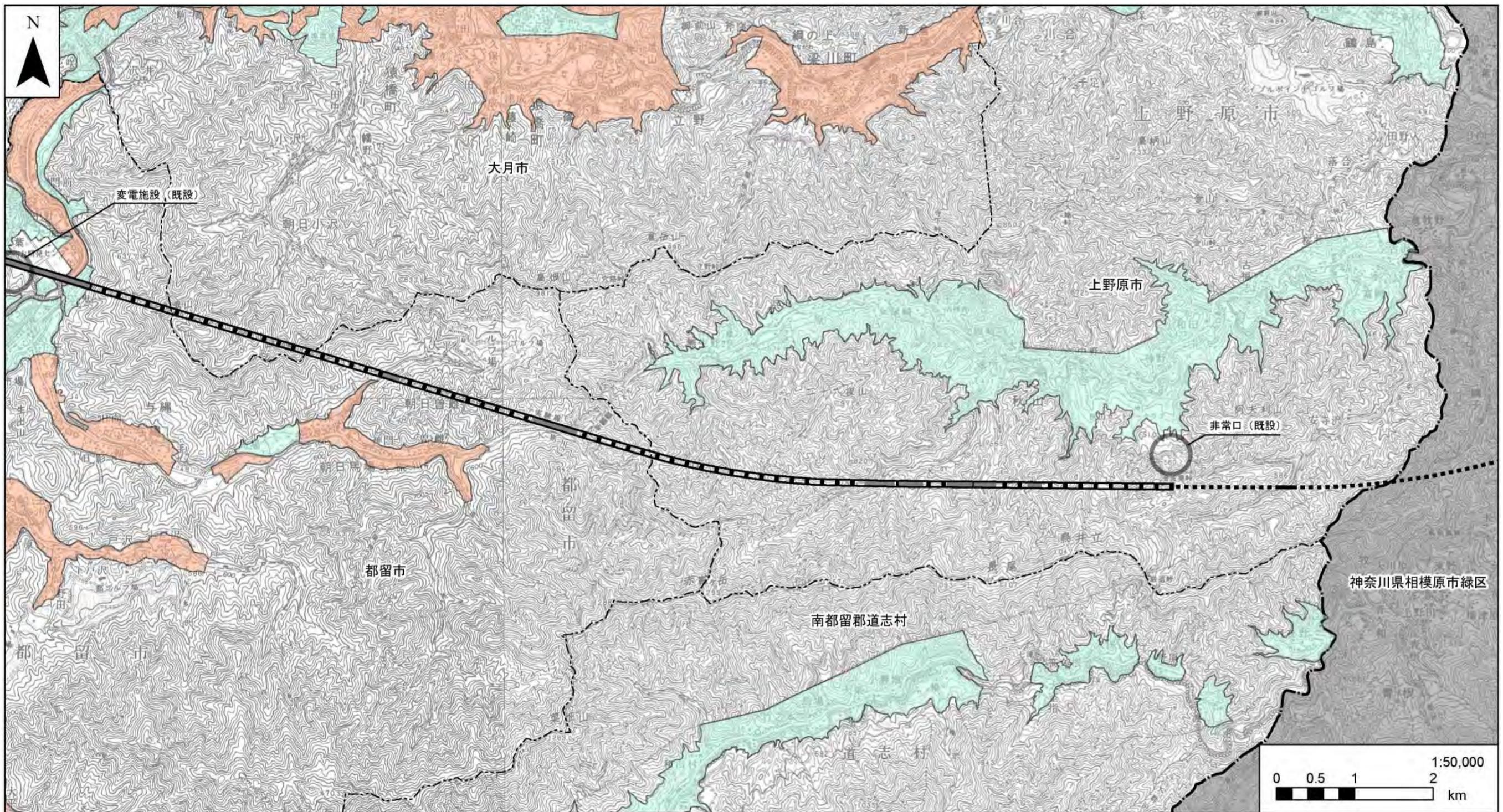
山梨県の振動に係る発生源別苦情受理の状況を表 4-2-1-27 に示す。苦情件数は「鉱業」の 1 件のみとなっている。

表 4-2-1-27 振動に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	1
建設業	0
製造業	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	0
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	0
その他（会社・事業所以外）	0
不明（会社・事業所以外）	0
合 計	1

資料：「平成 23 年度 公害苦情調査結果報告書」

(平成 25 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ)



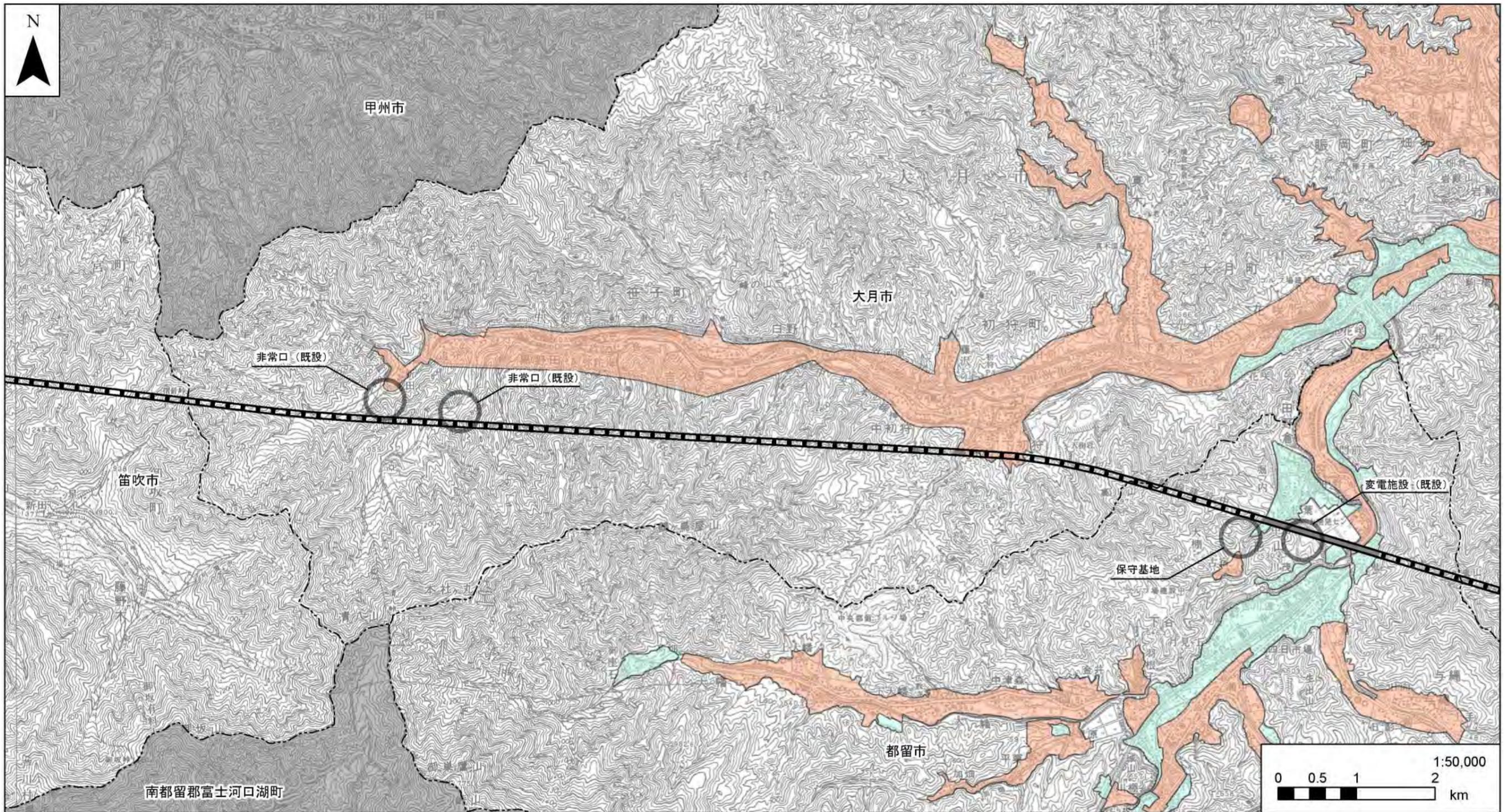
凡例

- | | | |
|-----------------------|----------|---------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | ■ 第1種区域 |
| — 計画路線(既設区間(地上部)) | --- 市町村境 | ■ 第2種区域 |
| --- 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | |
| — 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | |
| ●●● 工事用道路 | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）
 「振動規制地域図」（山梨県森林環境部大気水質保全課資料）
 「振動規制地域図」（甲府市資料）

図4-2-1-8(1) 振動に係る規制基準の区域指定の状況図



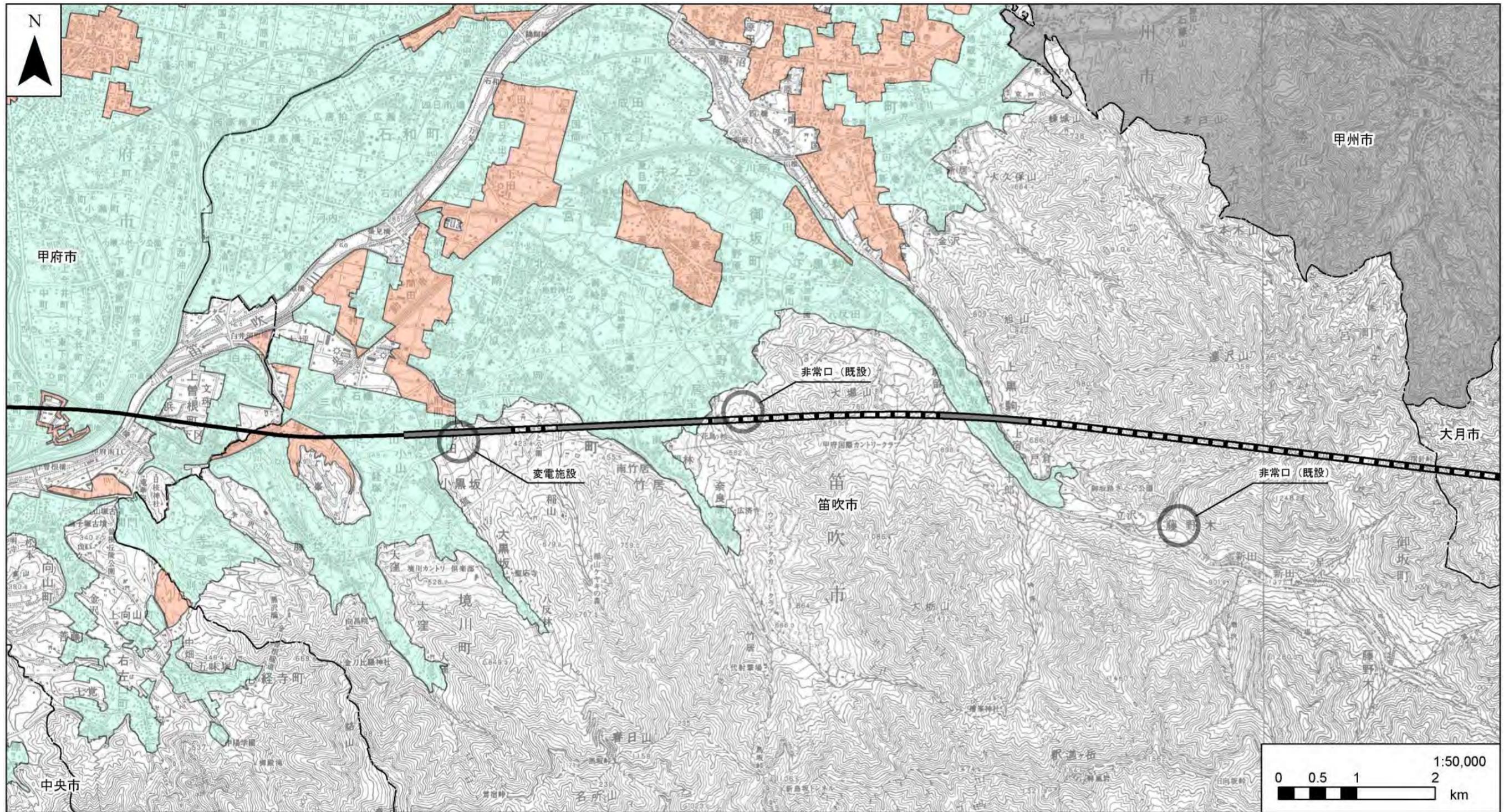
凡例

- | | | |
|----------------------|----------|---------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | ■ 第1種区域 |
| — 計画路線(既設区間(地上部)) | --- 市町村境 | ■ 第2種区域 |
| ⋯⋯ 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | |
| ▬ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | |
| ●●● 工事用道路 | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）
「振動規制地域図」（山梨県森林環境部大気水質保全課資料）
「振動規制地域図」（甲府市資料）

図4-2-1-8(2) 振動に係る規制基準の区域指定の状況図



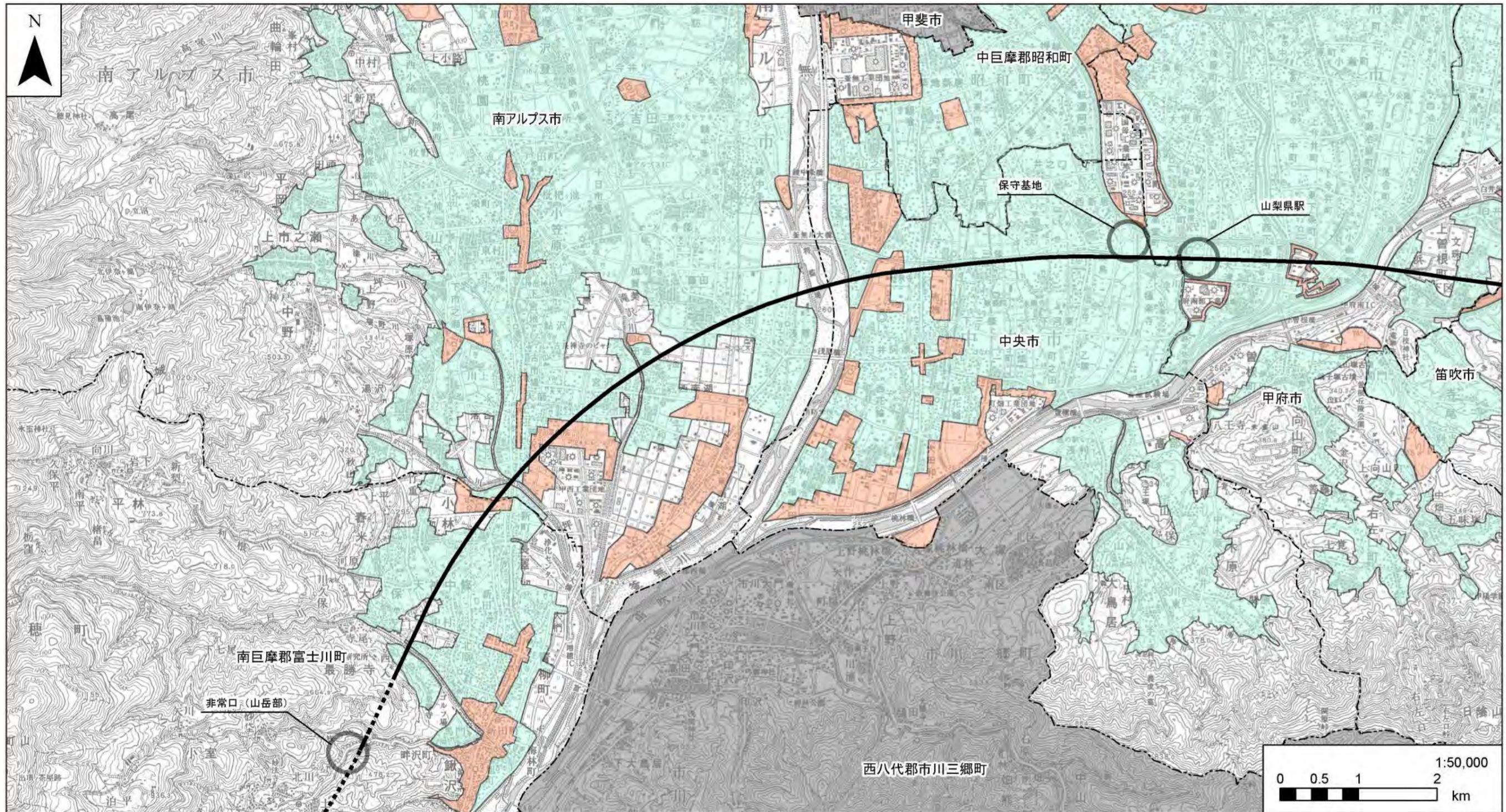
凡例

- | | | |
|----------------------|----------|---------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | ■ 第1種区域 |
| — 計画路線(既設区間(地上部)) | --- 市町村境 | ■ 第2種区域 |
| ⋯⋯ 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | |
| ▭ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | |
| ●●● 工事用道路 | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）
 「振動規制地域図」（山梨県森林環境部大気水質保全課資料）
 「振動規制地域図」（甲府市資料）

図4-2-1-8(3) 振動に係る規制基準の区域指定の状況図



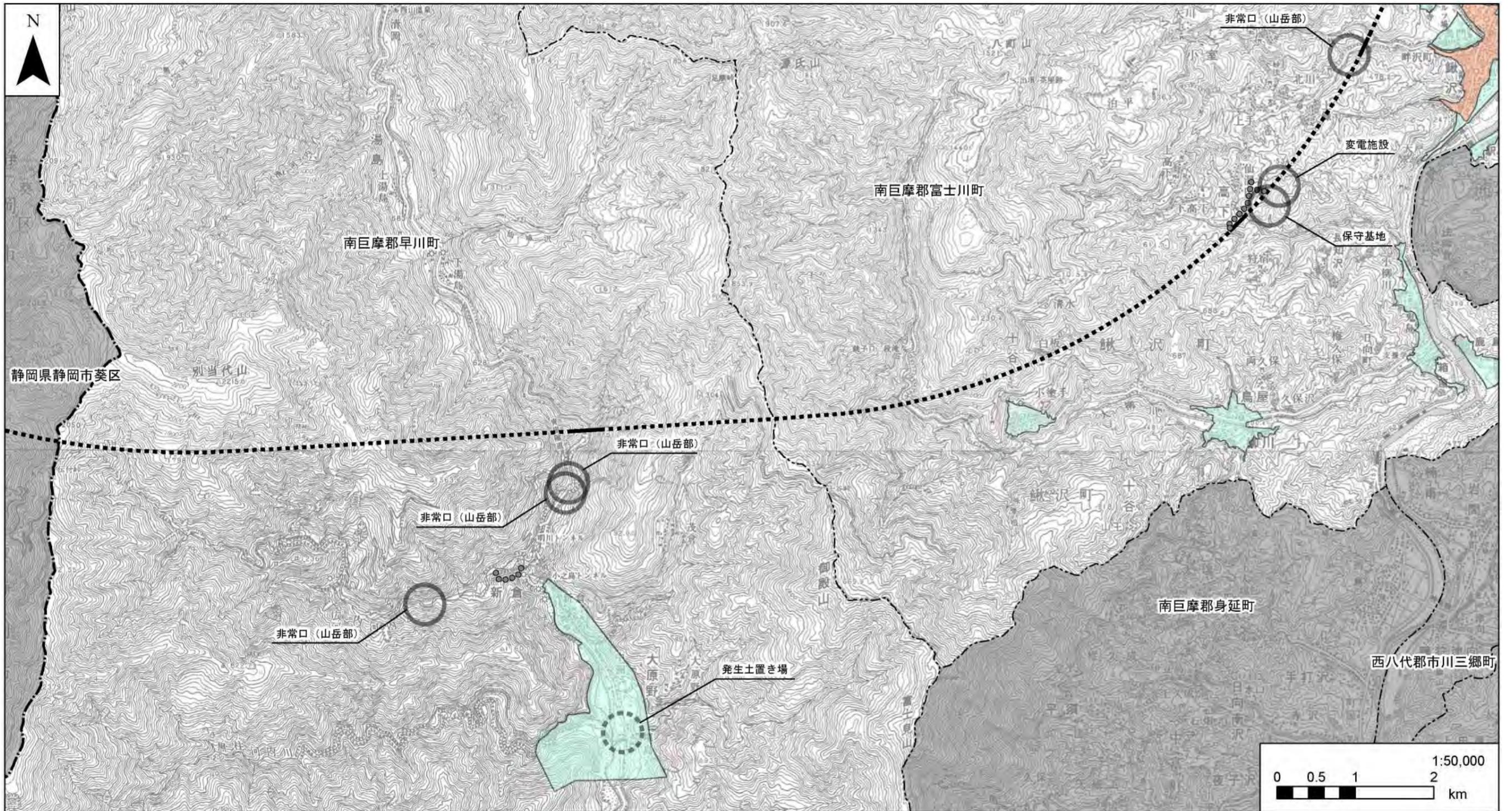
凡例

- | | | |
|-----------------------|----------|---------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | ■ 第1種区域 |
| — 計画路線(既設区間(地上部)) | --- 市町村境 | ■ 第2種区域 |
| --- 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | |
| --- 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | |
| ●●● 工事用道路 | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）
 「振動規制地域図」（山梨県森林環境部大気水質保全課資料）
 「振動規制地域図」（甲府市資料）

図4-2-1-8(4) 振動に係る規制基準の区域指定の状況図



凡例

- | | | |
|----------------------|----------|---------|
| — 計画路線(新設区間(地上部)) | --- 都県境 | ■ 第1種区域 |
| — 計画路線(既設区間(地上部)) | --- 市町村境 | ■ 第2種区域 |
| ⋯⋯ 計画路線(新設区間(トンネル部)) | | |
| ▭ 計画路線(既設区間(トンネル部)) | | |
| ●●● 工事用道路 | | |

注1. 他の図面と表示範囲が重なる箇所については、調査地点等を重複して記載しているものもある。

資料：「やまなしの環境（平成24年度版）」（平成25年2月、山梨県森林環境部森林環境総務課）
 「振動規制地域図」（山梨県森林環境部大気水質保全課資料）
 「振動規制地域図」（甲府市資料）

図4-2-1-8(5) 振動に係る規制基準の区域指定の状況図

5) 悪 臭

ア. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲で悪臭に関する調査は行われていない。

イ. 悪臭に係る規制基準等

悪臭に係る規制基準を表 4-2-1-28 に示す。山梨県では、平成 17 年 2 月に悪臭の程度を人の嗅覚を用いて測定する嗅覚測定法を取り入れた臭気指数規制を導入し、現在 24 市町村に規制区域を指定して悪臭対策の推進に努めている。また、近年、増加傾向が見られるゴミ処理や飲食物の調理、ペットの飼育等、家庭生活に伴う悪臭苦情を防止するため、悪臭対策の基本的な考え方や発生源別の対策方法をまとめた「生活型悪臭対策指導指針」を平成 9 年に策定し、生活型悪臭苦情の未然防止を図ることにより生活環境の保全に努めている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲は、悪臭防止法に基づく規制区域に該当する。

表 4-2-1-28 悪臭防止法に基づく臭気指数規制

(悪臭防止法第 4 条、令 1 条、規則第 1 から 4 条)
(平成 16 年山梨県告示 496 号)

区分	A 区域	B 区域	C 区域
規制基準 (臭気指数)	13	15	17

注1. 規制地域内において、悪臭を発生する全ての事業場が規制対象。

①境界敷地境界線上における規制基準 (1号基準)

②気体排出口の規制基準 (2号基準)

①の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。)第六条の二に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数。

③排水水における規制基準 (3号基準)

①の規制基準を基礎として、規制第六条の三に定める方法により算出した臭気指数。

注2. A区域：主に居住地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

B区域：準工業地域、商業地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

C区域：工業地域など、悪臭に対して順応の見られる地域に準ずる地域

ウ. 苦 情

山梨県の悪臭に係る発生源別苦情受理の状況を表 4-2-1-29 に示す。苦情件数は 133 件であり、会社・事業所以外に起因するものが多く全体の半数以上を占め、そのうち「個人（会社・事業所以外）」が 48 件、「不明（会社・事業所以外）」が 17 件となっている。

表 4-2-1-29 悪臭に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	7
林業	0
漁業	1
鉱業	1
建設業	7
製造業	12
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	2
卸売・小売業	0
金融・保険業	1
不動産業	11
飲食店、宿泊業	1
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	2
サービス業（他に分類されないもの）	11
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	6
個人（会社・事業所以外）	48
その他（会社・事業所以外）	6
不明（会社・事業所以外）	17
合 計	133

資料：「平成 23 年度 公害苦情調査結果報告書」

（平成 25 年 6 月現在、総務省公害等調整委員会ホームページ）